

第3期宇多津町障害者計画【令和6年度～令和11年度】

第7期宇多津町障害福祉計画【令和6年度～令和8年度】

第3期宇多津町障害児福祉計画【令和6年度～令和8年度】



障害者理解のための普及啓発イベント「うたづええもん市」の風景

令和6年3月

宇多津町

は じ め に



本町では、平成26年3月に策定した「宇多津町障害者計画（第2期）」において、「地域のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、障害のある人もない人も共に支えあい、社会活動及び社会参加ができる共生の町」を目指して、障害の有無にかかわらず、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指してまいりました。

この間、国においては、障害者差別解消法の改正や障害者の法定雇用率の引き上げなど、障害者の社会参加の推進や地域共生社会の実現に向けた環境の整備が進められ、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中、「宇多津町障害者計画（第2期）」と、令和3年3月に策定した「宇多津町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」がともに令和5年度で終了することから、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、また障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために「第3期宇多津町障害者計画・第7期宇多津町障害福祉計画・第3期宇多津町障害児福祉計画」を策定しました。

本計画では前計画の理念を継承し、障害者が地域社会の一員として、家庭や地域の中で安心して生活を送ることができるよう、経済的支援、相談支援や就労支援などの障害者福祉の充実に努め、すべての障害者が、日常生活の様々な場面において、個別の事情に即した支援を受けることができ、自ら選択し、主体的な生活ができる町を目指してまいります。

また、障害者に対する物理的・制度的・慣行的・情動的・意識的などのあらゆるバリア（障壁）を取り除き、多様な主体としてのすべての人が生きがいを持って暮らせる共生の町を目指してまいりたいと考えていますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に際し、アンケート調査等にご協力いただきました皆様方はじめ、熱心にご審議を重ねていただいた「宇多津町障害者計画等策定委員会」の委員の皆様に、心より御礼申し上げます。

令和6年3月

宇多津町長 谷川 俊博

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	障害福祉に関する制度・施策の変遷	2
3	計画の位置づけ	7
4	計画の期間	8
5	計画策定の体制	9
第 2 章	宇多津町の現状と課題（計画策定の背景）	
1	統計データからみる現状	10
2	アンケート調査結果からみる現状	21
3	アンケート調査結果からみえる課題	40
第 3 章	第 3 期宇多津町障害者計画	
1	基本理念	41
2	計画の目標	42
3	施策の体系	43
4	施策の展開	44
第 4 章	第 7 期宇多津町障害福祉計画	
1	基本的な考え方	53
2	目標の設定	53
3	障害福祉サービスの実績と見込み	62
4	地域生活支援事業の実績と見込み	71
第 5 章	第 3 期宇多津町障害児福祉計画	
1	基本的な考え方	82
2	目標の設定	82
3	障害児福祉サービスの実績と見込み	84
第 6 章	計画の推進	
1	計画の進行管理	87
2	計画の推進体制	88
資料編		89

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、障害者基本法に基づき、平成 26 年 3 月「宇多津町障害者計画（第 2 期：平成 26 年度～令和 5 年度）」を策定し、地域のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、障害の有無にかかわらず、ともに支え合い、社会活動及び社会参加ができる共生の町を目指して、障害者施策に取り組んできました。

「宇多津町障害者計画（第 2 期）」が令和 5 年度で計画期間の終了を迎え、また、障害者総合支援法に基づき、令和 3 年 3 月に策定した「宇多津町第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画」が同じく令和 5 年度で終了することから、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、また障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために「第 3 期宇多津町障害者計画・第 7 期宇多津町障害福祉計画・第 3 期宇多津町障害児福祉計画」を策定します。

2 障害福祉に関する制度・施策の変遷



◎国の動向

【条約】

■ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

平成 26(2014)年 1 月 20 日批准

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を定めている条約で、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。日本では、平成 26(2014)年 1 月 20 日に批准し、平成 26(2014)年 2 月 19 日から効力が発生しました。

【法律】

■ 障害者基本法の改正

一部を除き平成 23(2011)年 8 月 5 日施行

平成 23(2011)年 8 月の改正では、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障害者の定義の拡大、差別の禁止、合理的配慮の提供、教育や選挙における配慮等が規定されました。また、障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告を行う障害者政策委員会が設置されました。

■ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（障害者虐待防止法）の制定 平成 24(2012)年 10 月 1 日施行

障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障害者を現に養護する人に対して支援措置を講ずる「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

■ 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の制定

平成 27(2015)年 1 月 1 日施行

難病の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を講ずる「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定・施行されました。

■ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正
一部を除き平成 28(2016)年 4 月 1 日施行

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

■ 発達障害者支援法の改正
平成 28(2016)年 8 月 1 日施行

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害の早期発見と発達支援をし、支援が切れ目なく行われることに関する国・地方公共団体の責務を明確化することや、発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として、「発達障害者支援法」が改正されました。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
（障害者総合支援法）の改正 一部を除き平成 30(2018)年 4 月 1 日施行

障害者総合支援法施行 3 年後の見直しとして、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを目的として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が改正されました。

■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定
平成 30(2018)年 6 月 13 日施行

文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、権利保護の推進、相談体制の整備等が基本的施策となっており、具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害者が文化芸術を鑑賞しやすくする取組の促進や、高い評価を受けた作品の販売等に関する支援が盛り込まれています。

■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元(2019)年6月1日施行

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての人が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

■ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定

令和3年9月18日施行

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止として、①医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念の明文化、②国・地方公共団体、保育所の設置者及び学校の設置者等の責務の明文化を盛り込んでいます。

■ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定

令和4年5月25日施行

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進として、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得・利用、意思疎通に関する施策の基本となる事項等が盛り込まれています。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正（障害者総合支援法）令和6年4月1日（一部は令和5年4月1日）施行予定

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置が盛り込まれています。

■ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正

令和6年4月1日施行予定

精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備として、①医療保護入院の見直し、②入院者訪問支援事業の創設、③精神科病院における虐待防止の措置の義務化、従事者による虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化が定められました。

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正
令和 6 年 4 月 1 日施行予定

障害を理由とする差別の解消の一層の推進として、①国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、②事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化、③障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が盛り込まれ、これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務となります。

■ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正
令和 6 年 4 月 1 日（一部は令和 5 年 4 月 1 日）より施行予定

障害者雇用の質の向上の推進として、①雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化、②週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例、③障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し、納付金助成金の新設・拡充等が盛り込まれました。

■ 児童福祉法の改正
令和 6 年 4 月 1 日施行予定

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として、①児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化、②障害の種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うこと等が盛り込まれました。

3 計画の位置づけ

(1) 本計画の法的位置づけ

各計画の根拠法は、以下のとおりです。

◎障害者計画（障害者基本法）

第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◎障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

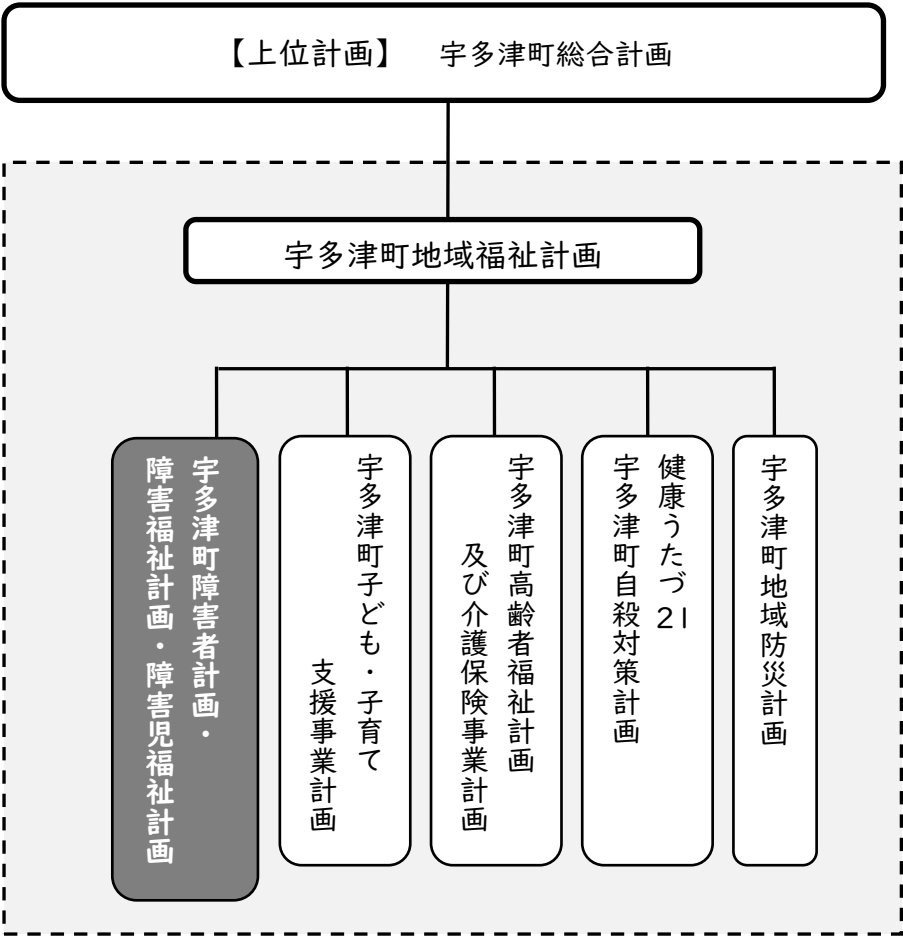
- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

◎障害児福祉計画（児童福祉法）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

(2) 他の計画との関連



4 計画の期間

「第3期宇多津町障害者計画」の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。また「第7期宇多津町障害福祉計画」及び「第3期宇多津町障害児福祉計画」の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とし、一体的に策定します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画							
			本計画				
障害（児）福祉計画							

5 計画策定の体制

(1) 策定体制

「宇多津町障害者計画策定委員会設置要綱」及び「第7期宇多津町障害福祉計画等策定委員会設置要綱」に基づき、学識経験のある方やその他町長が適当と認める方からなる「宇多津町障害者計画等策定委員会」を開催し、協議の上、計画を策定しました。また、パブリックコメントを実施し、町民から広く意見聴取を行いました。

(2) アンケート調査の実施

宇多津町在住の18歳以上の住民を対象とした「宇多津町障害者計画の策定に係る一般住民用アンケート調査」、障害者及びその保護者を対象とした「宇多津町障害者計画の策定に係る障害者用アンケート調査」を令和5年6月9日から7月21日に実施し、計画策定の基礎資料としました。

第2章 宇多津町の現状と課題（計画策定の背景）

I 統計データからみる現状

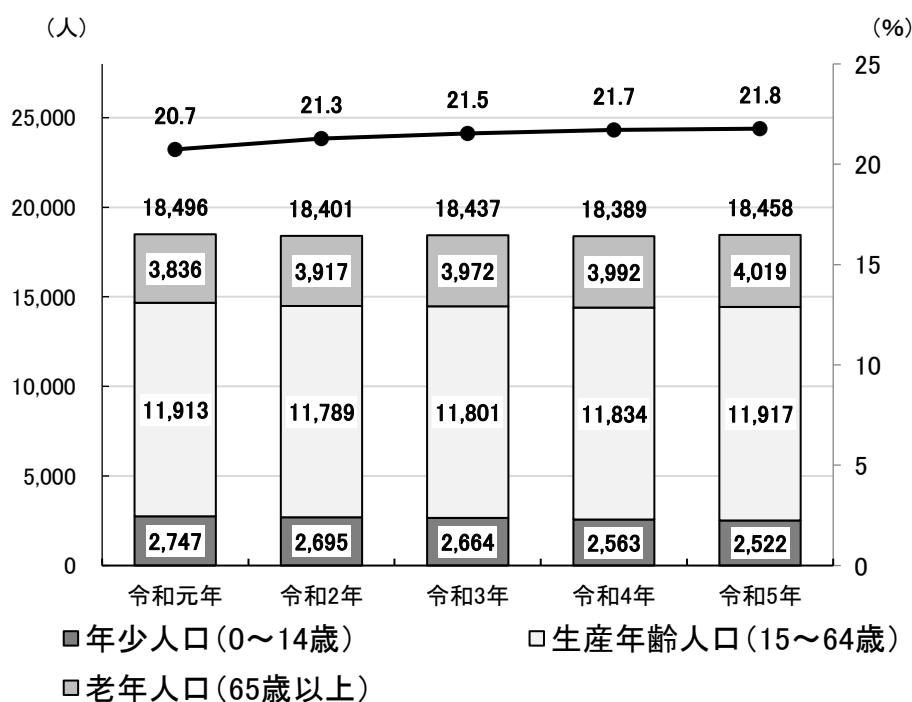
（I）人口・高齢化の状況

①人口及び高齢化率の状況

令和元年から令和5年の住民基本台帳に基づく本町の人口推移は、総人口は上下しながら概ね横ばいとなっています。年齢3区分でみると、0歳から14歳の年少人口が減少傾向にあります。15歳から64歳の生産年齢人口は、令和2年に一旦減少しますが、それ以降増加傾向となっており、令和5年には11,917人となっています。老年人口は、増加傾向にあり、令和5年には4千人を超えて、4,019人となっています。

高齢化率をみると、令和元年の20.7%から令和5年度21.8%と、緩やかに増加しています。

【年齢別（3区分）別人口と高齢化率の推移】

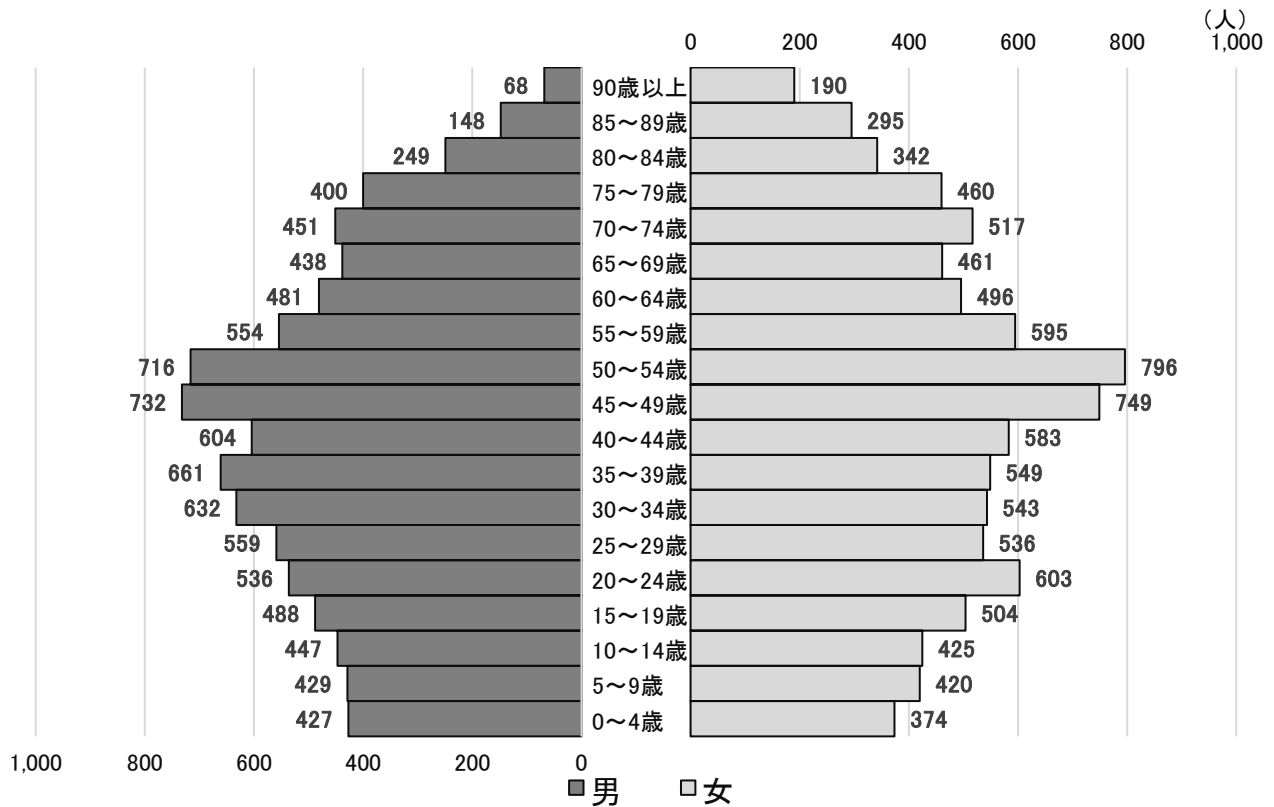


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

②人口ピラミッド

令和5年の人口ピラミッドをみると、男性は45～49歳が最も多くなっていますが、女性は50～54歳が最も多くなっています。

【令和5年の人口ピラミッド】



資料：住民基本台帳（令和5年9月末現在）

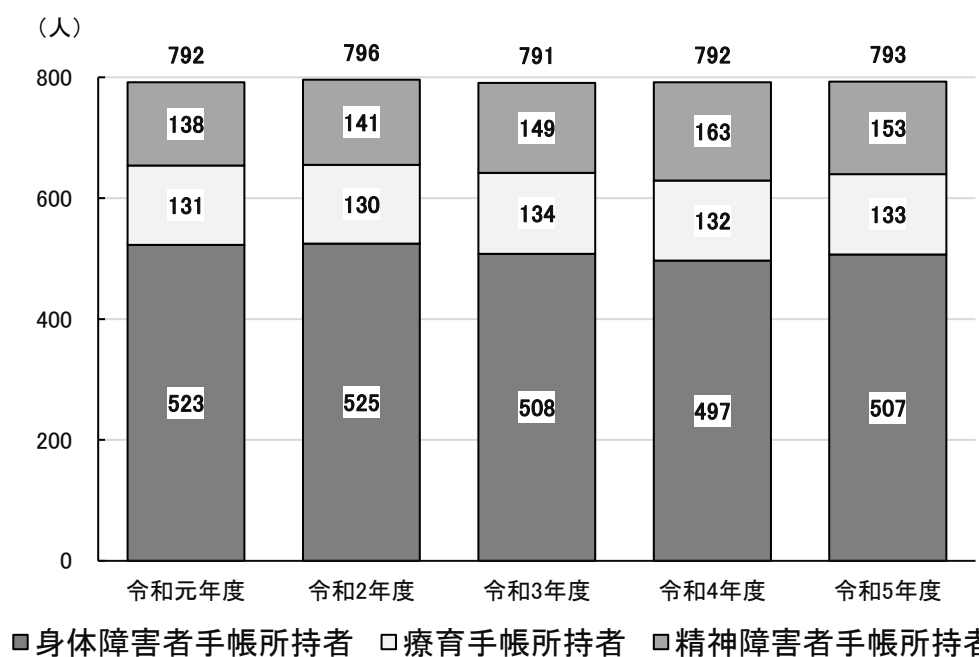
(2) 障害者手帳所持者の状況

①障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の推移をみると、総数では、令和元年度の792人から1人増加し、令和5年度では793人となっています。

身体障害者手帳所持者では、令和元年度の523人から16人減少し、令和5年度では507人となっています。療育手帳所持者では、令和元年度の131人から2人増加し、令和5年度では133人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、令和元年度の138人から15人増加し、令和5年度では153人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

(単位：人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	523	525	508	497	507
療育手帳	131	130	134	132	133
精神障害者 保健福祉手帳	138	141	149	163	153
手帳所持者合計	792	796	791	792	793
手帳所持者合計／総人口	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

②障害者手帳等級別所持者数の割合

身体障害者手帳所持者では、最も重度の1級と4級の割合が高くなっています。知的障害の療育手帳所持者は、軽度のBと㊸の割合が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、軽度の3級と2級の割合が高くなっています。

(単位：人)

身体障害者手帳所持者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
	164	73	71	150	26	23	507
割合	32.3%	14.4%	14.0%	29.6%	5.1%	4.5%	100%
療育手帳所持者	㊸		A		㊹		計
	19		15		28		133
割合	14.3%		11.3%		21.1%		100%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	1級		2級		3級		計
	8		69		76		153
割合	5.2%		45.1%		49.7%		100%

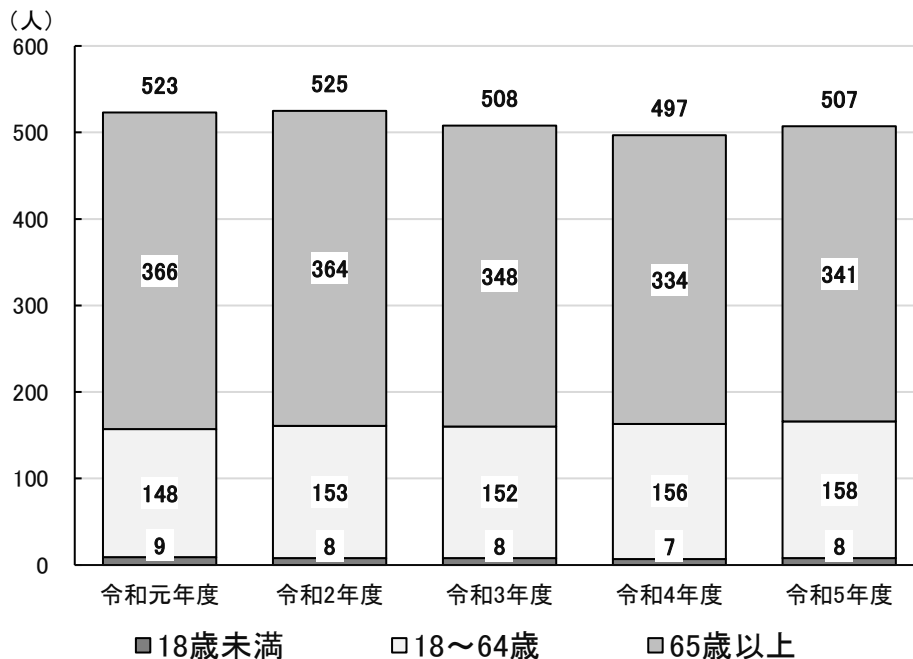
資料：保健福祉課（令和5年9月末現在）

③年齢別障害者手帳所持者数の推移

<身体障害者手帳所持者>

年齢別に障害者手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳所持者の18歳未満では10人未満で推移しています。18歳～64歳では、上下しながらも微増となっています。65歳以上では、減少傾向となっており、令和元年度の366人から25人減少し、令和5年度には341人となっています。

【年齢別身体障害者手帳所持者の推移】



資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	9	8	8	7	8
18～64歳	148	153	152	156	158
65歳以上	366	364	348	334	341
手帳所持者合計	523	525	508	497	507
65歳以上比率	70.0%	69.3%	68.5%	67.2%	67.2%

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

【等級別身体障害者手帳所持者の推移】

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	156	160	158	161	164
2級	67	66	67	68	73
3級	79	78	73	69	71
4級	155	159	154	149	150
5級	34	33	29	27	26
6級	32	29	27	23	23
合計	523	525	508	497	507

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

【部位別身体障害者手帳所持者の推移】

単位：人

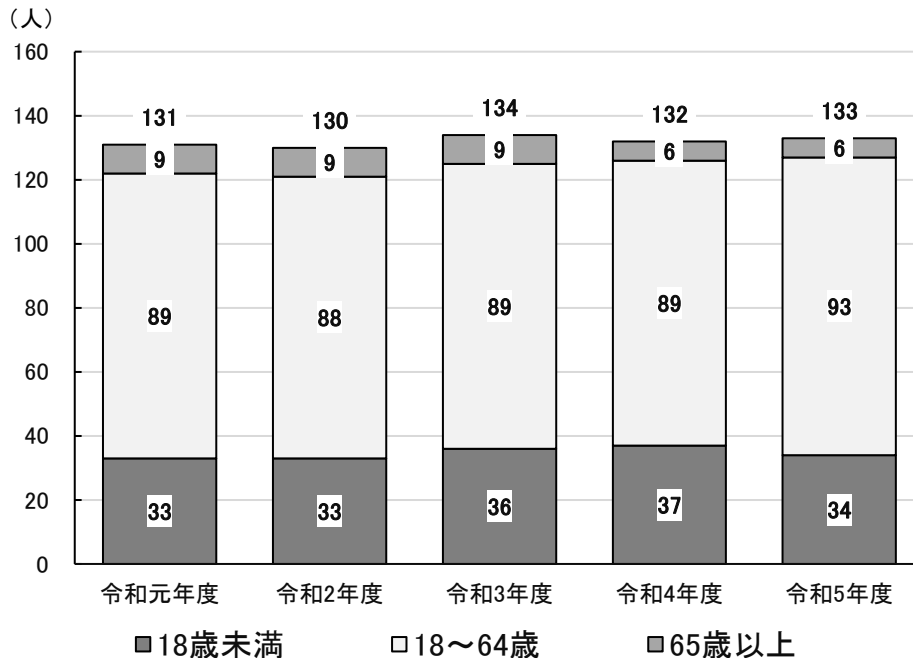
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	47	50	44	43	47
聴覚・平衡機能障害	53	53	49	42	44
音声・言語・そしゃく機能障害	4	5	4	4	4
肢体不自由	238	229	223	222	228
内部障害	181	188	188	186	184
合計	523	525	508	497	507

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

＜療育手帳所持者＞

年齢別に療育手帳所持者の推移をみると、18歳未満では、上下しながら概ね30人台で推移しています。18歳～64歳では、令和4年度まで80人台後半で推移していますが、令和5年度は93人と微増となっています。65歳以上では、令和3年度までは9人で横ばいとなっていますが、令和4、5年度には6人と若干減少しています。

【年齢別療育手帳所持者の推移】



資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	33	33	36	37	34
18～64歳	89	88	89	89	93
65歳以上	9	9	9	6	6
手帳所持者合計	131	130	134	132	133

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

【程度別療育手帳所持者の推移】

単位：人

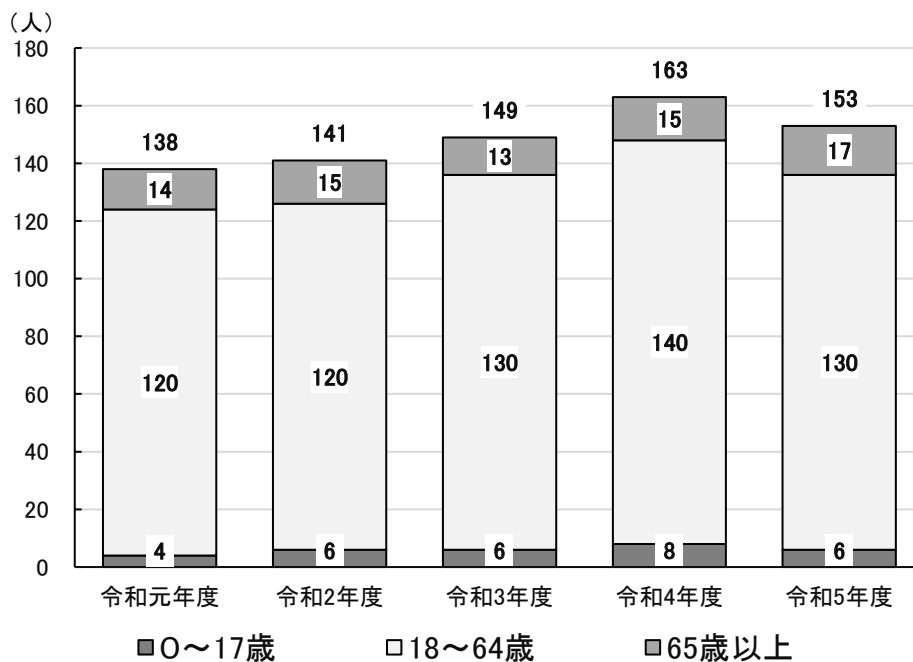
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
㊤	18	17	19	19	19
A	16	14	13	15	15
㊦	34	36	35	30	28
B	63	63	67	68	71
合計	131	130	134	132	133

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

＜精神障害者保健福祉手帳所持者＞

年齢別に精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、18歳未満では、10人未満で推移し、令和5年度には6人となっています。18歳～64歳では、上下しながらも120人から140人の間で推移しています。65歳以上では、上下しながら、15人前後で推移し、令和5年度には17人となっています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】



資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	4	6	6	8	6
18～64歳	120	120	130	140	130
65歳以上	14	15	13	15	17
手帳所持者合計	138	141	149	163	153

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	9	9	9	9	8
2級	77	83	76	74	69
3級	52	49	64	80	76
合計	138	141	149	163	153

資料：香川県健康福祉部障害福祉課「香川の精神保健福祉」（各年3月末現在、令和5年度は9月末現在）

④自立支援医療受給者数

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神通院医療	232	236	261	236	269

資料：香川県健康福祉部障害福祉課「香川の精神保健福祉」（各年3月末現在）

⑤障害者支援区分認定者数

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分1	1	3	3	3	2
区分2	9	14	17	22	18
区分3	18	19	18	17	20
区分4	15	17	19	17	16
区分5	9	6	5	7	8
区分6	10	10	12	12	15
合計	62	69	74	78	79

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は9月末現在）

⑥難病患者数

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
難病患者数	149	165	174	180	178

資料：香川県健康福祉部中讃保健福祉事務所（各年3月末現在、令和5年度は9月末現在）

(3) サービスの利用状況

①訪問系サービスの利用状況

(1か月の利用分)

サービスの種類	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間分 (利用者数)	229.5 (27)	352 (33)	396 (33)	407 (32)	435 (33)

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は見込量）

②日中活動系サービスの利用状況

(1か月の利用分)

サービスの種類	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分 (利用者数)	281 (17)	350 (18)	308 (17)	324 (16)	320 (17)
自立訓練 (機能訓練)	人日分 (利用者数)	14 (1)	0 ()	11 (1)	0 ()	20 (1)
自立訓練 (生活訓練)	人日分 (利用者数)	8 (1)	0 ()	0 ()	0 ()	0 (0)
就労移行支援	人日分 (利用者数)	40 (2)	26 (2)	0 ()	0 ()	15 (1)
就労定着支援	人	1	3	2	1	1
就労継続支援 (A型)	人日分 (利用者数)	92 (5)	109 (6)	142 (8)	153 (9)	150 (8)
就労継続支援 (B型)	人日分 (利用者数)	438 (26)	488 (27)	560 (30)	646 (37)	700 (46)
療養介護	人分	124 (4)	124 (4)	124 (4)	93 (3)	93 (3)
短期入所	人日分 (利用者数)	35 (9)	46 (10)	22 (4)	49 (9)	35 (5)

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は見込量）

③居住系サービスの利用状況

単位：人

サービスの種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	12	13	15	15	18
共同生活介助 (ケアホーム)	0	0	0	0	0
施設入所支援	7	7	9	7	7

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は見込量）

【障害児通所支援】

(1か月の利用分)

サービスの種類	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分 (利用者数)	116 (18)	140 (19)	257 (31)	348 (45)	360 (48)
医療型 児童発達支援	人日分 (利用者数)	0 ()	4 (1)	0 ()	4 (1)	0 ()
放課後等デイ サービス	人日分 (利用者数)	431 (42)	515 (45)	537 (50)	554 (53)	590 (56)
保育所等訪問支 援	人日分 (利用者数)	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()
居宅訪問型児童 発達支援	人日分 (利用者数)	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は見込量）

【計画相談支援】

(年度末の給付決定者)

サービスの種類	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	96	107	111	111	118
障害児 計画相談支援	人	69	76	94	111	120

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は見込量）

④地域生活支援事業の利用状況

(年間の利用分)

サービスの種類	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	個所	9	9	9	9	9
手話通訳者 派遣事業	実人員	23	27	19	26	25
日常生活用具 給付事業	件数	468	501	512	550	574
移動支援事業	実人員 延時間	31 1250	22 1132	23 1190	30 1495.5	26 1600
地域活動支援セ ンターⅠ型	か所	3	3	3	3	3
地域活動支援セ ンターⅡ型	か所	1	1	1	1	1
地域活動支援セ ンターⅢ型	か所	0	0	0	0	0

資料：保健福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は見込量）

(4) 教育の状況

町立学校特別支援学級児童生徒数

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宇多津小学校	15	16	11	10	10
宇多津北小学校	18	16	13	15	16
宇多津中学校	4	8	6	11	10

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

【宇多津町の児童が在籍している特別支援学校数】

特別支援学校数	4
---------	---

資料：学校基本調査（令和5年5月1日現在）

(5) 権利擁護に関する状況

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待相談件数	2件	4件	5件	2件	0件

成年後見制度 相談件数	2件	1件	1件	0件	0件
町長申立件数	1件	1件	1件	0件	0件

資料：保健福祉課（令和5年度は9月末日現在）

【経済的支援の受給者数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①特別障害者手当	12	12	13	14	15
②障害児福祉手当	11	12	10	10	11
③特別児童扶養手当	32	33	34	34	29
心身障害者扶養共済 制度（加入者数）	1	1	1	1	1

資料：①、②香川県健康福祉部中讃保健福祉事務所、

③香川県健康福祉部障害福祉課（各年3月末現在、令和5年度は9月末現在）

2 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、障害者計画の策定にあたり、一般の住民の障害福祉に係る関心や意向などの把握を行い、また障害を持つ方やその保護者の日常生活の状況や福祉サービスに対する要望などの把握を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査概要

○調査時期：令和5年6月9日～7月21日

○調査対象者：宇多津町在住の18歳以上の住民（無作為抽出）並びに障害者手帳所持者及びその保護者（無作為抽出）

○配布・回収方法：郵送による配布・回収

○回収率：

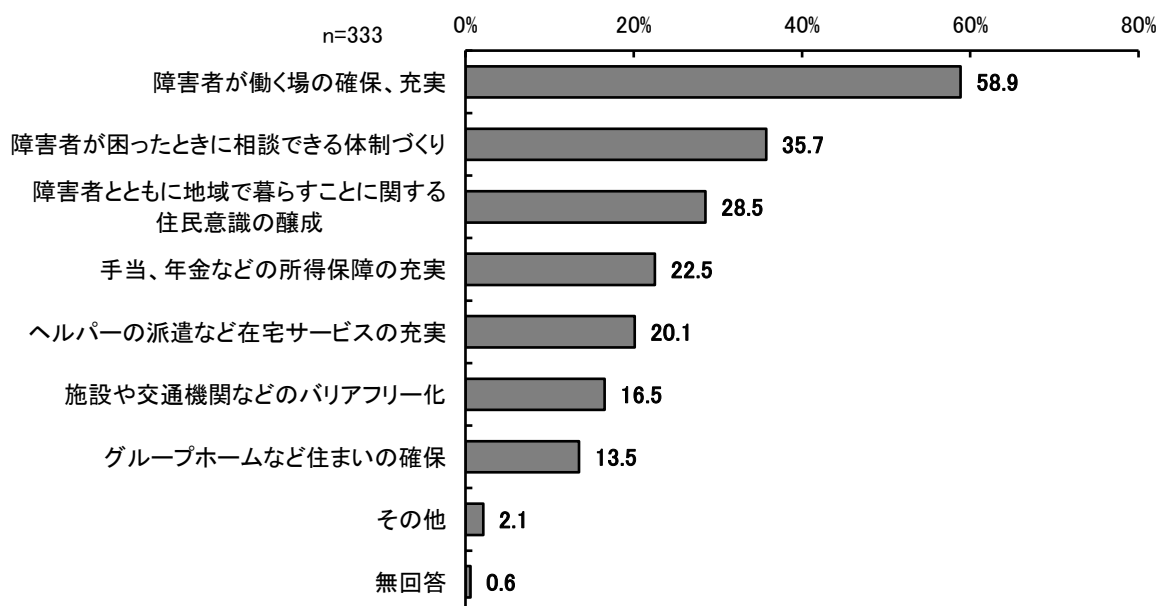
調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
住民	800	333	41.6%
手帳所持者	180	103	57.2%
身体障害者手帳	120	69	57.5%
療育手帳（本人用含む）	30	17	56.7%
精神障害者保健福祉手帳	30	17	56.7%
計	980	436	44.5%

(2) 集計結果（住民）

1. 障害のある方が地域で生活していくために、何が必要だと考えますか？

（必要と考えるもの2つまで○）

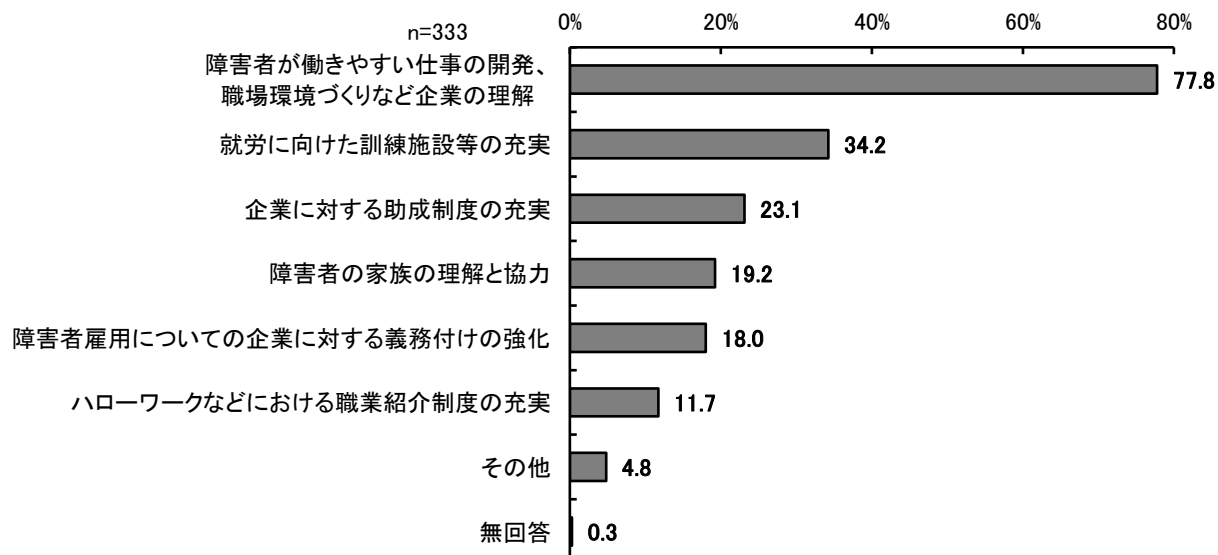
障害のある方が地域で生活していくために、何が必要だと考えるかについてみると、「障害者が働く場の確保、充実」の割合が58.9%と最も高く、次いで「障害者が困ったときに相談できる体制づくり」35.7%、「障害者とともに地域で暮らすことに関する住民意識の醸成」28.5%となっています。



2. 障害のある方が就労するために、何が必要だと考えますか？

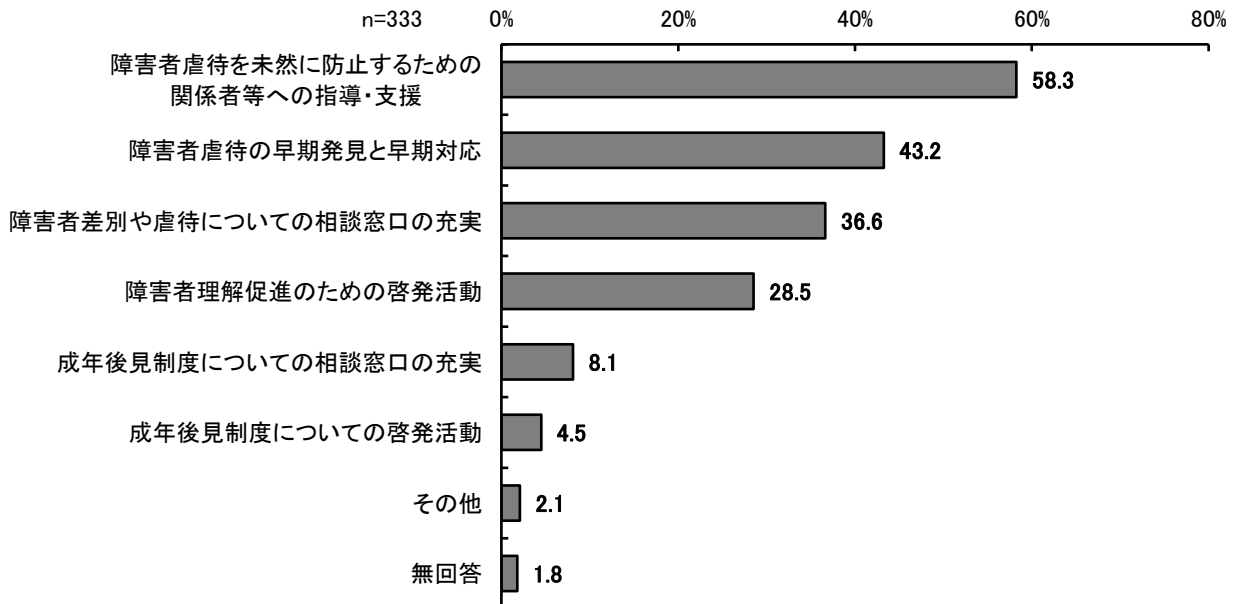
（必要と考えるもの2つまでに○）

障害のある方が就労するために、何が必要だと考えるかについてみると、「障害者が働きやすい仕事の開発、職場環境づくりなど企業の理解」の割合が77.8%と最も高く、次いで「就労に向けた訓練施設等の充実」34.2%、「企業に対する助成制度の充実」23.1%となっています。



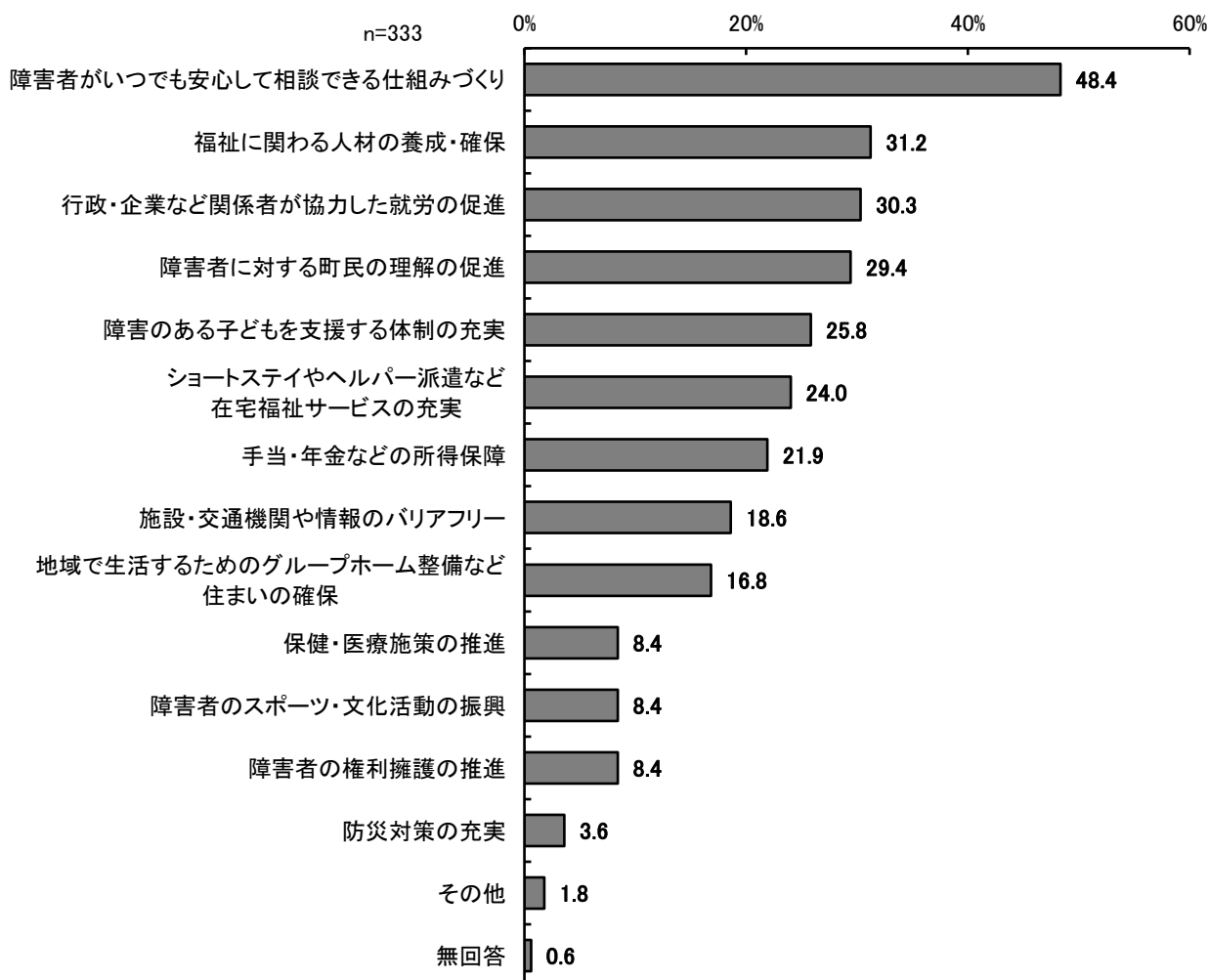
3. 障害のある方の権利擁護（差別・虐待防止）について、行政はどんなことに力を入れるべきだと思いますか？（必要と考えるもの2つまでに○）

障害のある方の権利擁護（差別・虐待防止）について、行政はどんなことに力を入れるべきだと考えるかについてみると、「障害者虐待を未然に防止するための関係者等への指導・支援」の割合が58.3%と最も高く、次いで「障害者虐待の早期発見と早期対応」43.2%、「障害者差別や虐待についての相談窓口の充実」36.6%となっています。



4. 障害のある方が地域でいきいきと暮らすために、行政がどんなことに力を入れるべきだと思いますか？（必要と考えるもの3つまでに○）

障害のある方が地域でいきいきと暮らすために、行政がどんなことに力を入れるべきだと思いますか？についてみると、「障害者がいつでも安心して相談できる仕組みづくり」の割合が48.4%と最も高く、次いで「福祉に関わる人材の養成・確保」31.2%、「行政・企業など関係者が協力した就労の促進」30.3%となっています。



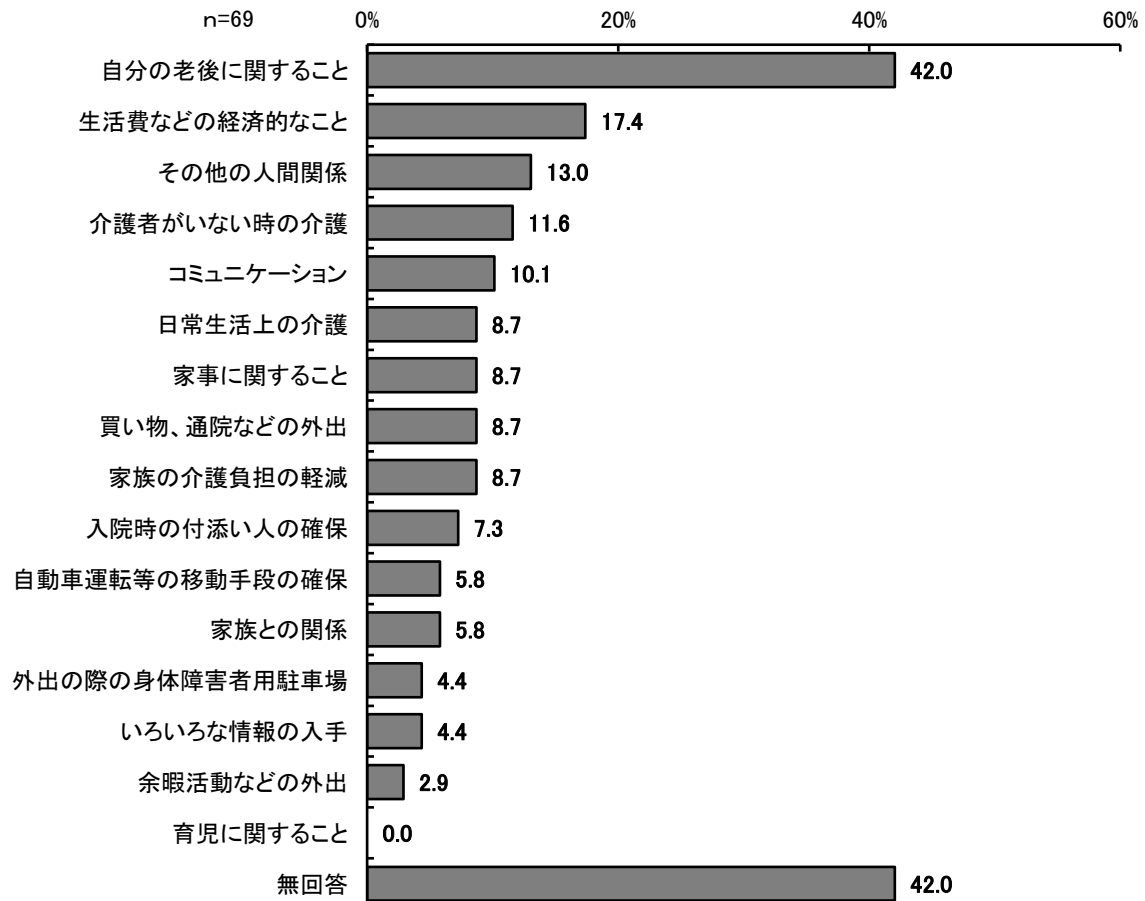
(2) 集計結果（身体障害者手帳をお持ちの方）

1. あなたが生活するうえで困っていることや悩みを、5つ以内でお答えください。

生活するうえで困っていることや悩みについてみると、「自分の老後に関すること」の割合が42.0%と最も高く、次いで「生活費などの経済的なこと」17.4%、「その他の人間関係」13.0%となっています。

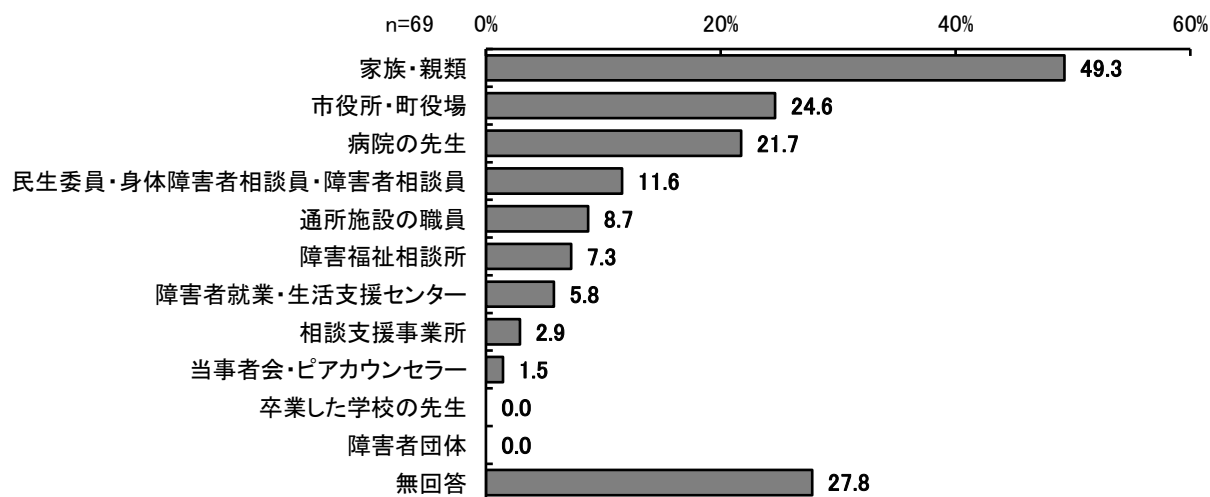
手帳の等級別について、「自分の老後に関すること」をみると、「3級」の方の割合が75.0%と最も高くなっており、次いで「5級」の方も50.0%と半数となっています。

【全体】



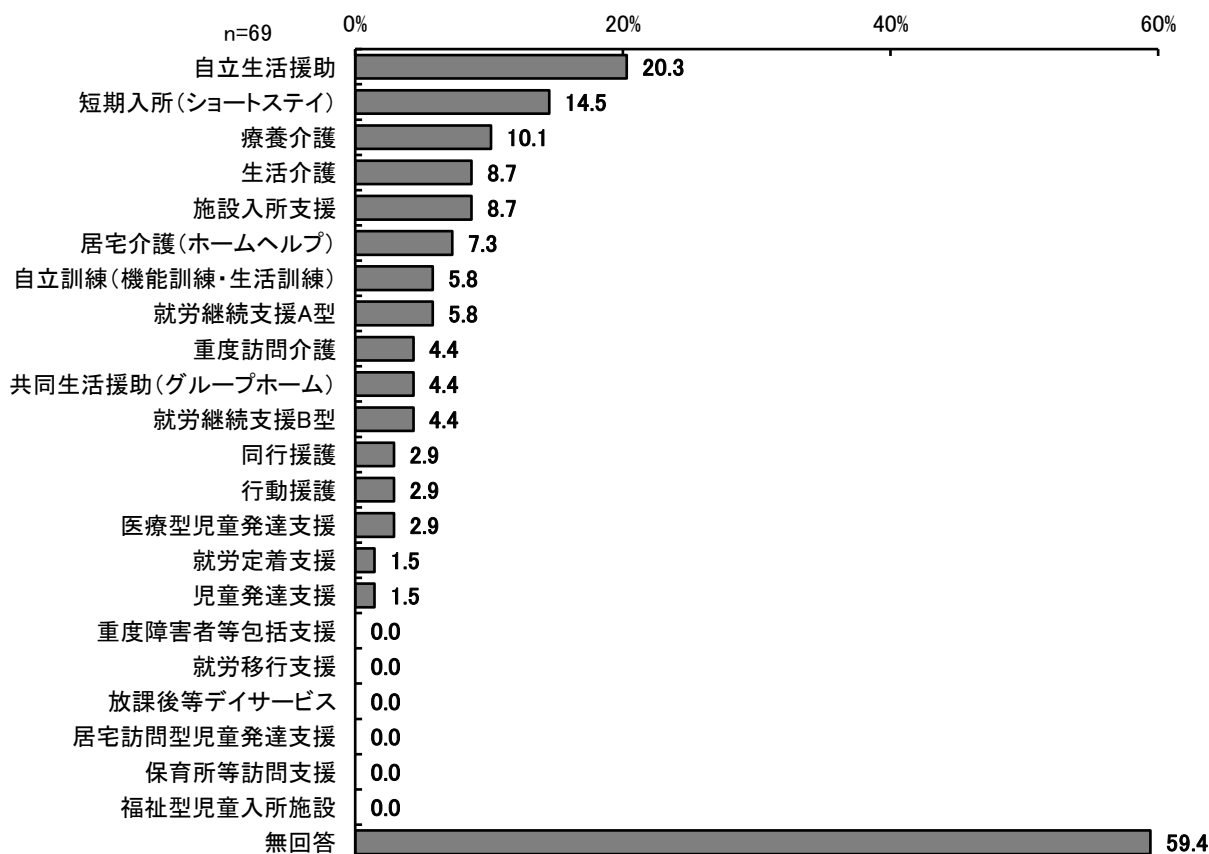
2. あなたが困っていることや心配なことをどこ（誰）に相談したいか、3つ以内でお答えください。

困っていることや心配なことの相談先についてみると、「家族・親類」の割合が49.3%と最も高く、次いで「市役所・町役場」24.6%、「病院の先生」21.7%となっています。



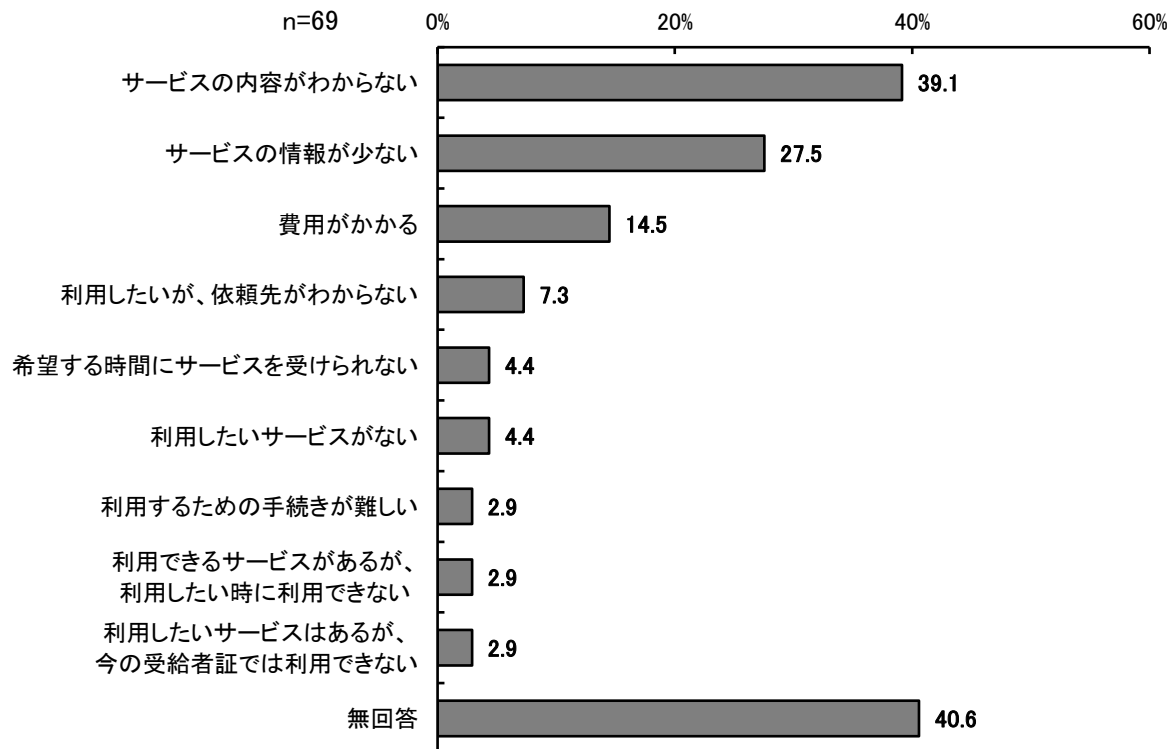
3. 次の障害福祉サービスのうち、今後、利用したいサービスを5つ以内でお答えください。

障害福祉サービスのうち、今後、利用したいサービスについてみると、「自立生活援助」の割合が20.3%と最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」14.5%、「療養介護」10.1%となっており、他は1割未満となっています。



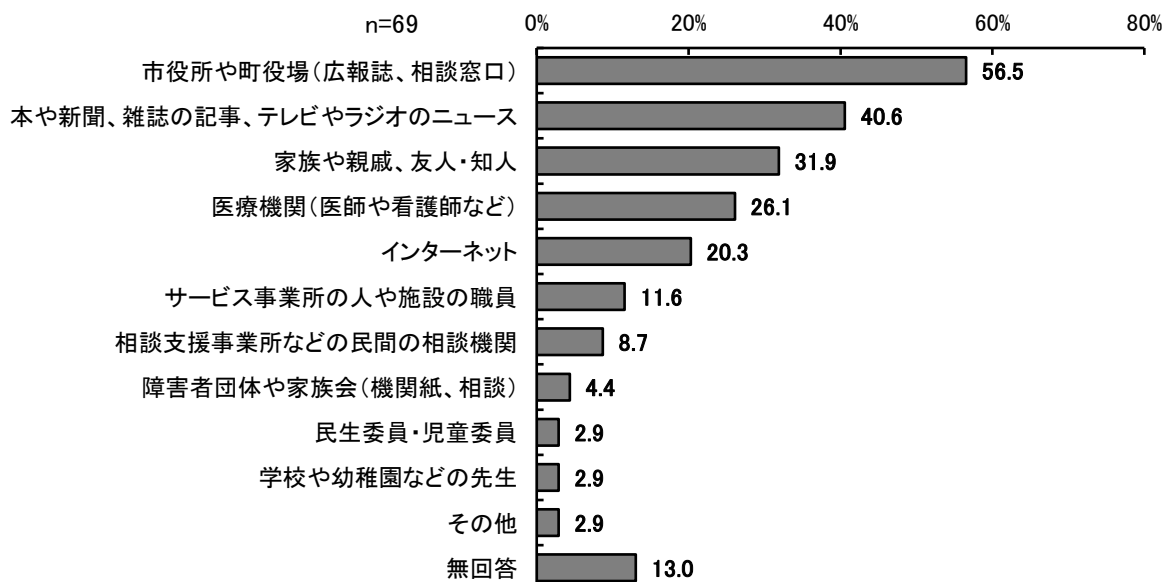
4. 障害者総合支援法によるサービスを利用するうえで困っていることを、3つ以内で教えてください。

障害者総合支援法によるサービスを利用するうえで困っていることについてみると、「サービスの内容がわからない」の割合が39.1%と最も高く、次いで「サービスの情報が少ない」27.5%、「費用がかかる」14.5%となっています。



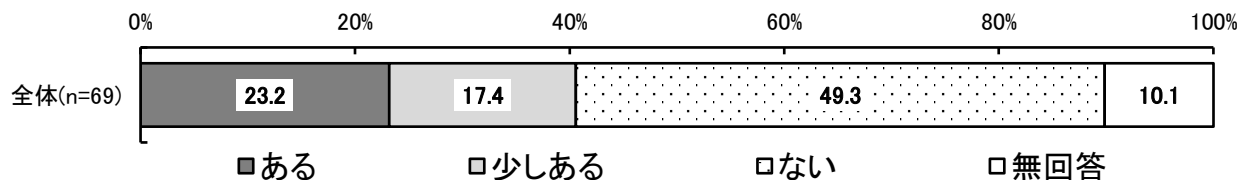
5. あなたは、障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。あてはまるもの5つ以内で教えてください。

障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先についてみると、「市役所や町役場（広報誌、相談窓口）」の割合が56.5%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」40.6%、「家族や親戚、友人・知人」31.9%となっています。



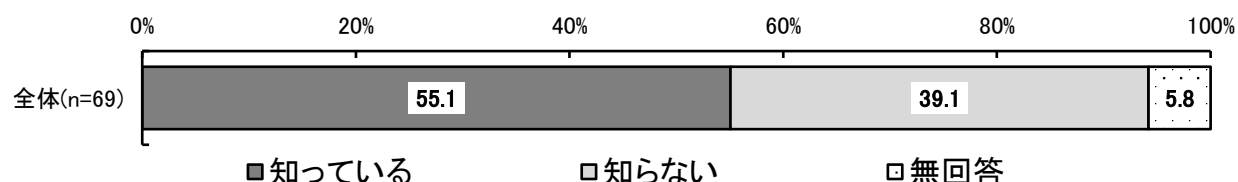
6. あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
（1つだけ選んでください）

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについてみると、『経験がある』（「ある」と「少しある」の合計）の割合が40.6%と4割を超えています。



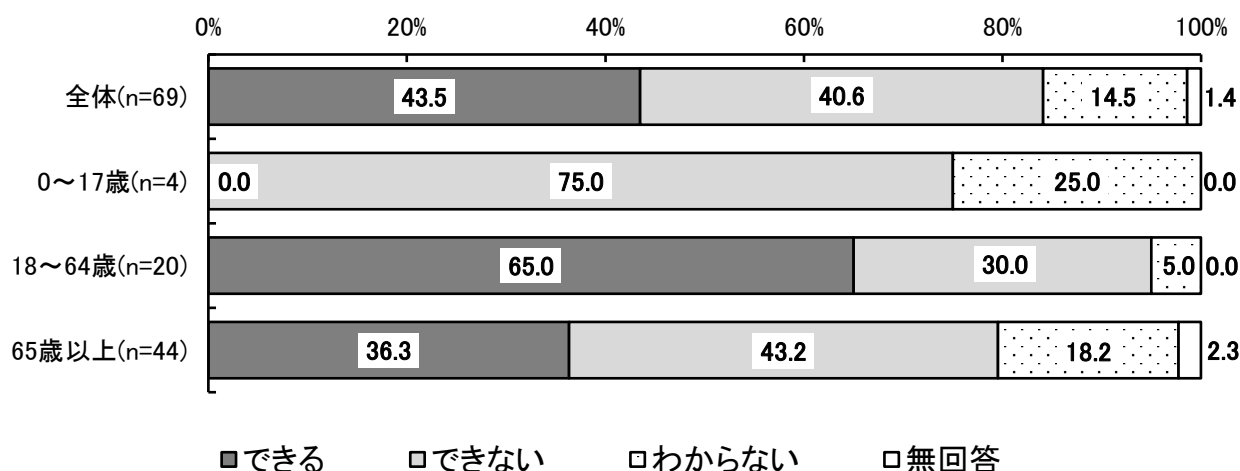
7. あなたは、火事や地震等の災害時に避難する場所を知っていますか。
（1つだけ選んでください）

火事や地震等の災害時に避難する場所を知っているかについてみると、「知っている」の割合が55.1%、「知らない」の割合が39.1%となっています。



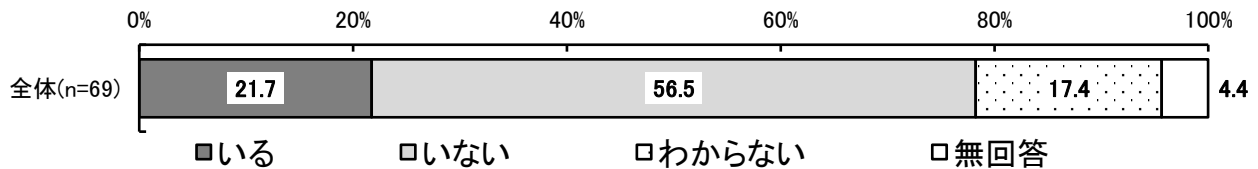
8. あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。（1つだけ選んでください）

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについてみると、「できる」の割合が43.5%、「できない」40.6%、「わからない」14.5%となっています。
年齢別に「できない」をみると、「0～17歳」の割合が75.0%と最も高くなっており、次いで「65歳以上」が43.2%となっています。



9. 災害時に、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。(1つだけ選んでください)

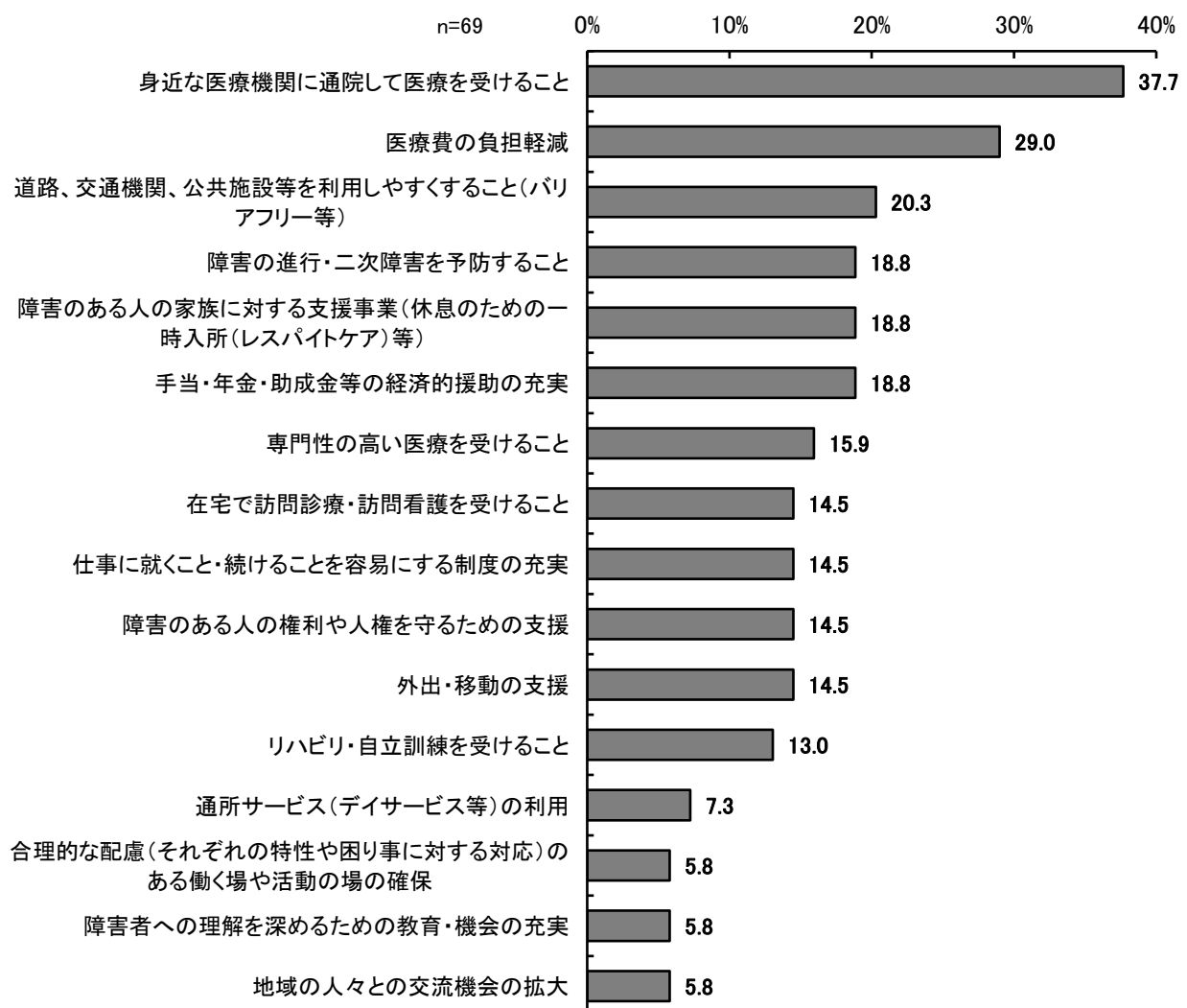
災害時に、近所にあなただけを助けてくれる人はいるかについてみると、「いない」の割合が56.5%と最も高く、次いで「いる」21.7%、「わからない」17.4%となっています。



10. あなたが地域や家庭で安心して暮らしていくために必要だと思うことや、行政(市町や県)に取り組んでももらいたいと思うことで下記のうち主なものを5つ以内でお答えください。

地域や家庭で安心して暮らしていくために必要だと思うことや、行政(市町や県)に取り組んでももらいたいと思うことについてみると、「身近な医療機関に通院して医療を受けること」の割合が37.7%と最も高く、次いで「医療費の負担軽減」29.0%、「道路、交通機関、公共施設等を利用しやすくすること(バリアフリー等)」20.3%となっています。

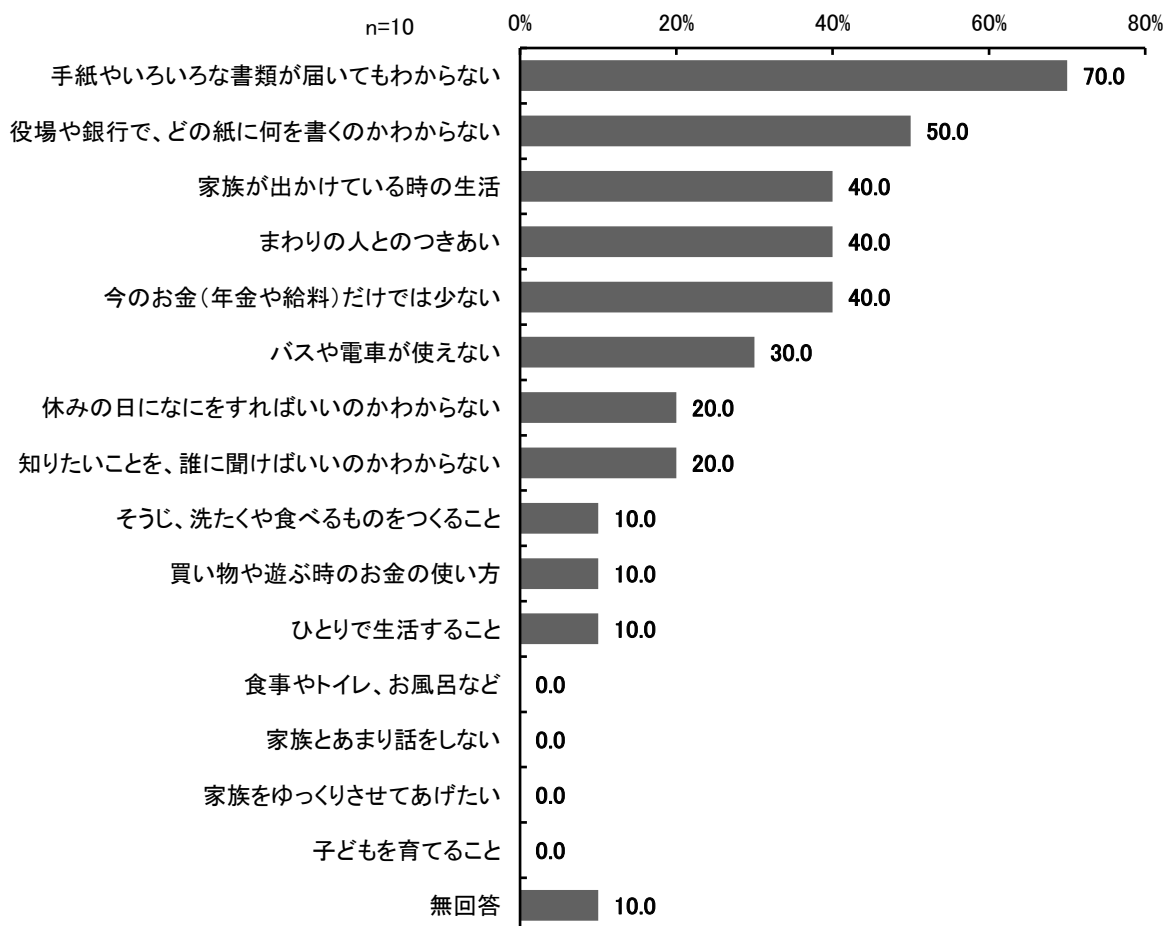
※上位回答のみを掲載



(3) 集計結果（療育手帳をお持ちの方）

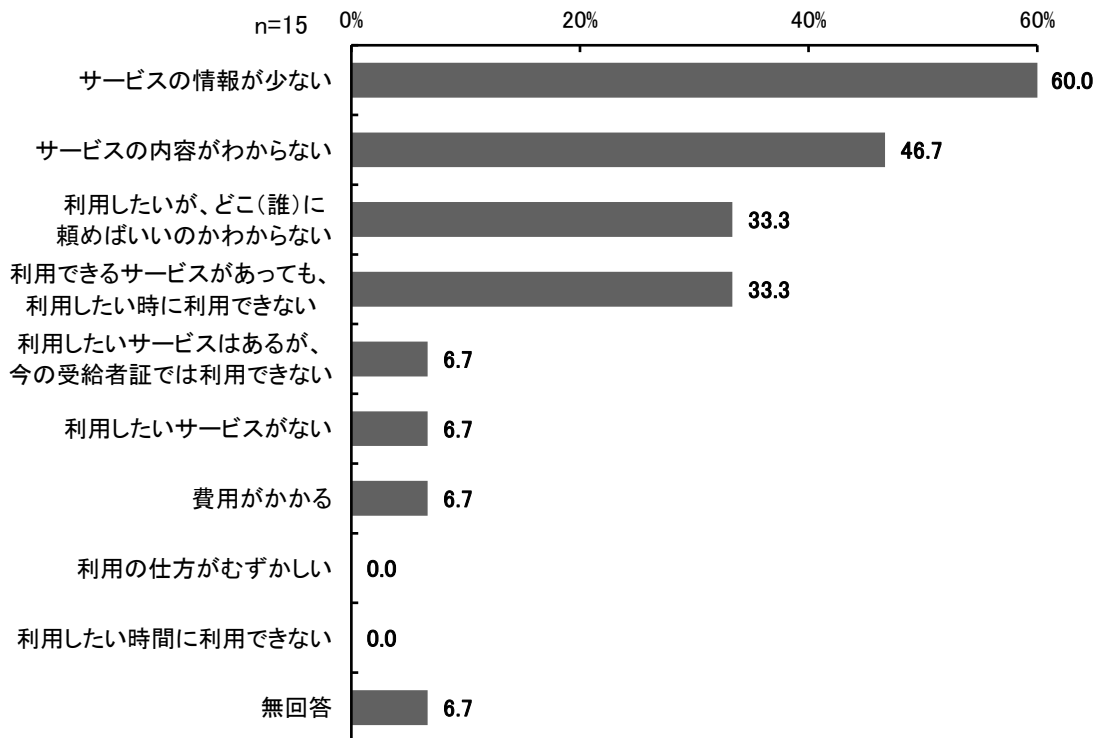
1. あなたが生活していて、困っていることや悩みを、5つまで書いてください。

生活していて、困っていることや悩みについてみると、「手紙やいろいろな書類が届いてもわからない」の割合が70.0%と最も高く、次いで「役場や銀行で、どの紙に何を書くのかわからない」50.0%、「家族が出かけている時の生活」「まわりの人とのつきあい」「今のお金（年金や給料）だけでは少ない」がそれぞれ40.0%となっています。



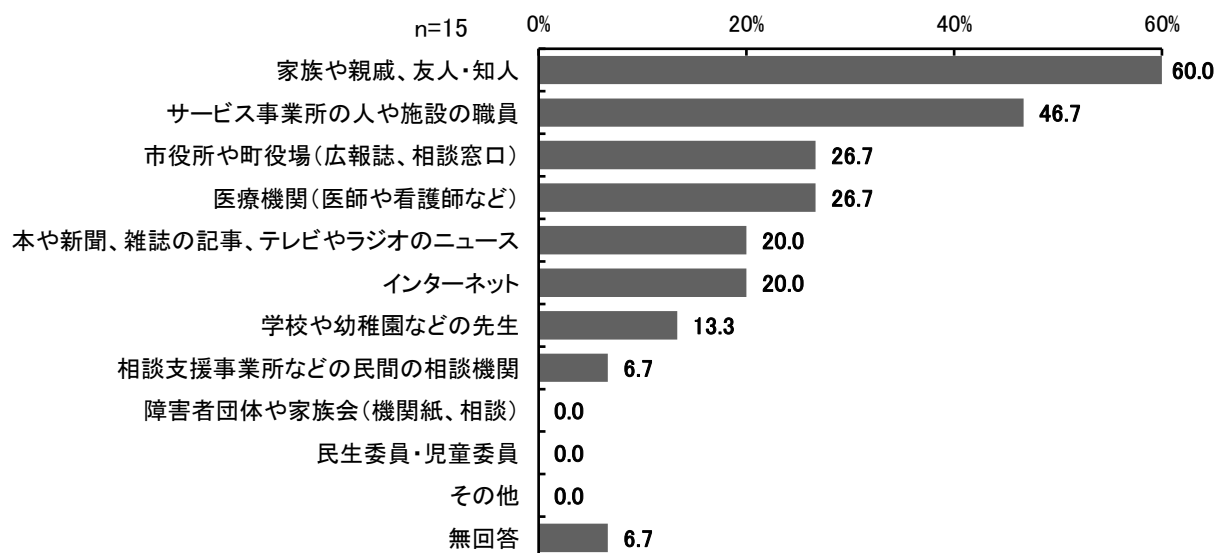
2. サービスを利用するときに困っていることを、3つまで書いてください。

サービスを利用するときに困っていることについてみると、「サービスの情報が少ない」の割合が60.0%と最も高く、次いで「サービスの内容がわからない」46.7%、「利用したいが、どこ（誰）に頼めばいいのかわからない」と「利用できるサービスがあっても、利用したい時に利用できない」がともに33.3%となっています。



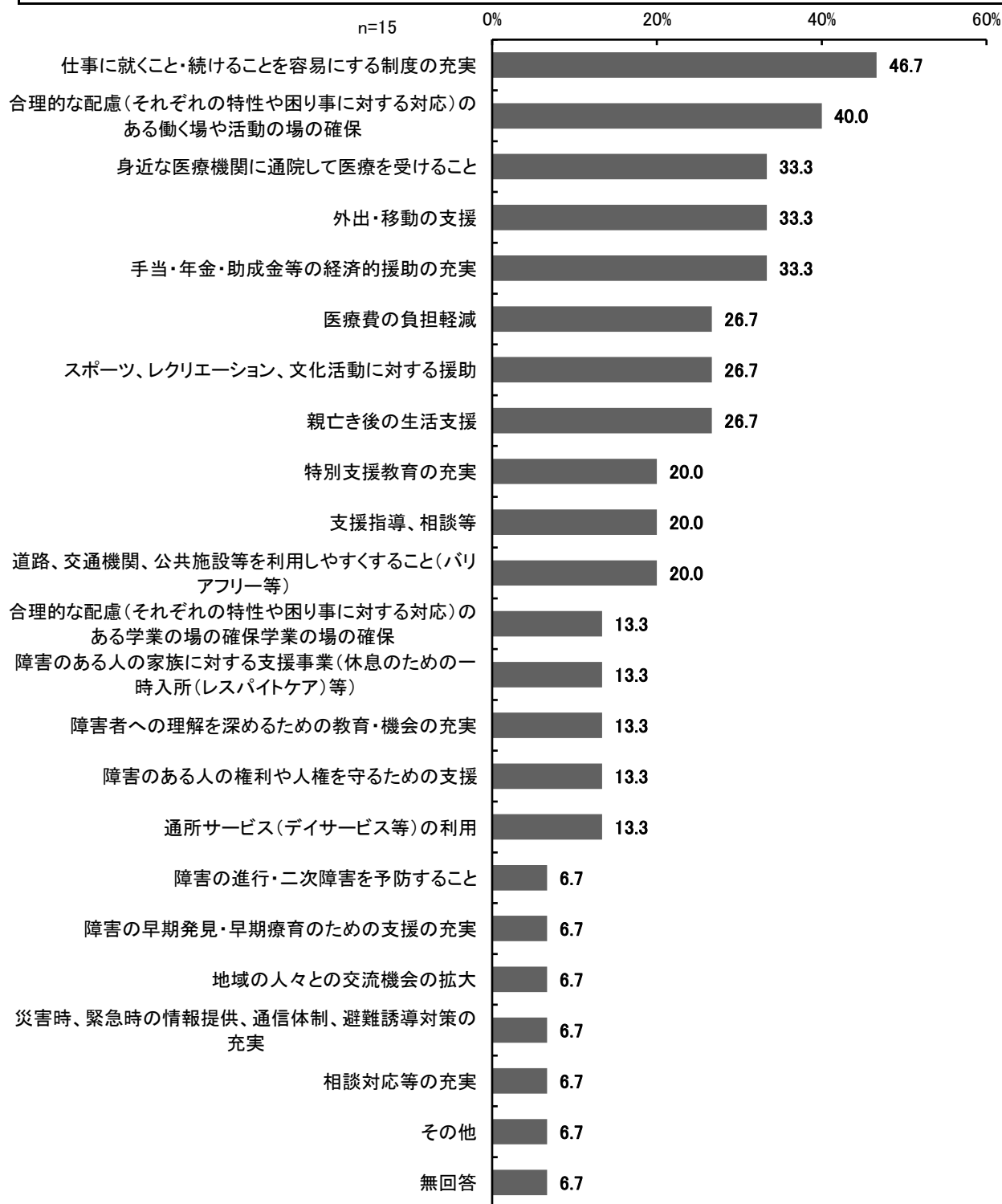
3. あなたは、障害のことや福祉サービスなどのに関する情報を、どこから知ることが多いですか。あてはまるもの5つ以内でお答えください。

障害のことや福祉サービスなどのに関する情報の入手先についてみると、「家族や親戚、友人・知人」の割合が60.0%と最も高く、次いで「サービス事業所の人や施設の職員」46.7%、「市役所や町役場（広報誌、相談窓口）」と「医療機関（医師や看護師など）」がそれぞれ26.7%となっています。



4. あなたが地域や家庭で安心して暮らしていくために必要だと思うことや、市役所・町役場・県庁にしてもらいたいと思うことで、下記のうち主なものを5つまでお答えください。

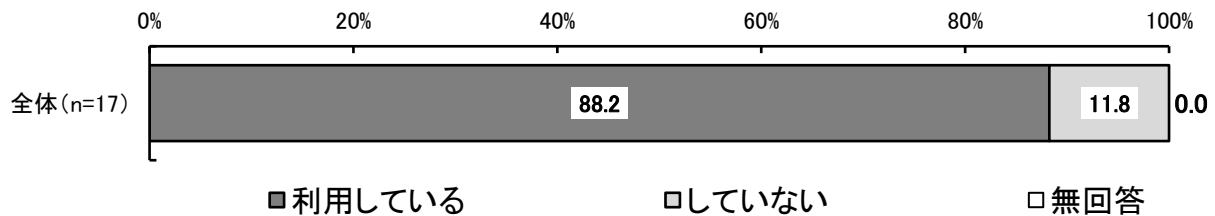
地域や家庭で安心して暮らしていくために必要なことや、市役所・町役場・県庁にしてもらいたいと思うことについてみると、「仕事に就くこと・続けることを容易にする制度の充実」の割合が46.7%と最も高く、次いで「合理的な配慮（特性や困り事に対する対応）のある働く場や活動の場の確保」40.0%、「身近な医療機関に通院して医療を受けること」、「外出・移動の支援」、「手当・年金・助成金等の経済的援助の充実」がそれぞれ33.3%となっています。



(4) 集計結果（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）

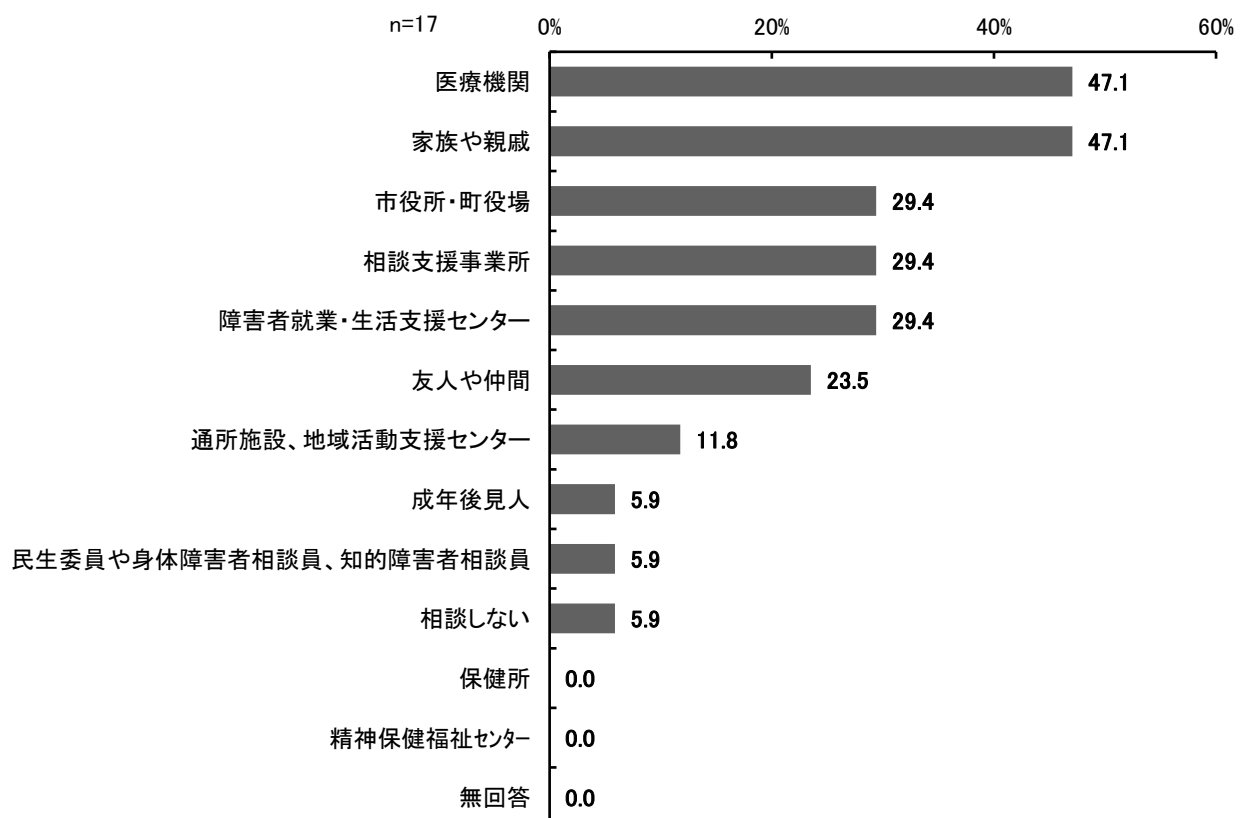
1. あなたは自立支援医療（精神通院医療費）を利用されていますか。（単数回答）

自立支援医療（精神通院医療費）の利用についてみると、「利用している」の割合が88.2%、「していない」が11.8%となっています。



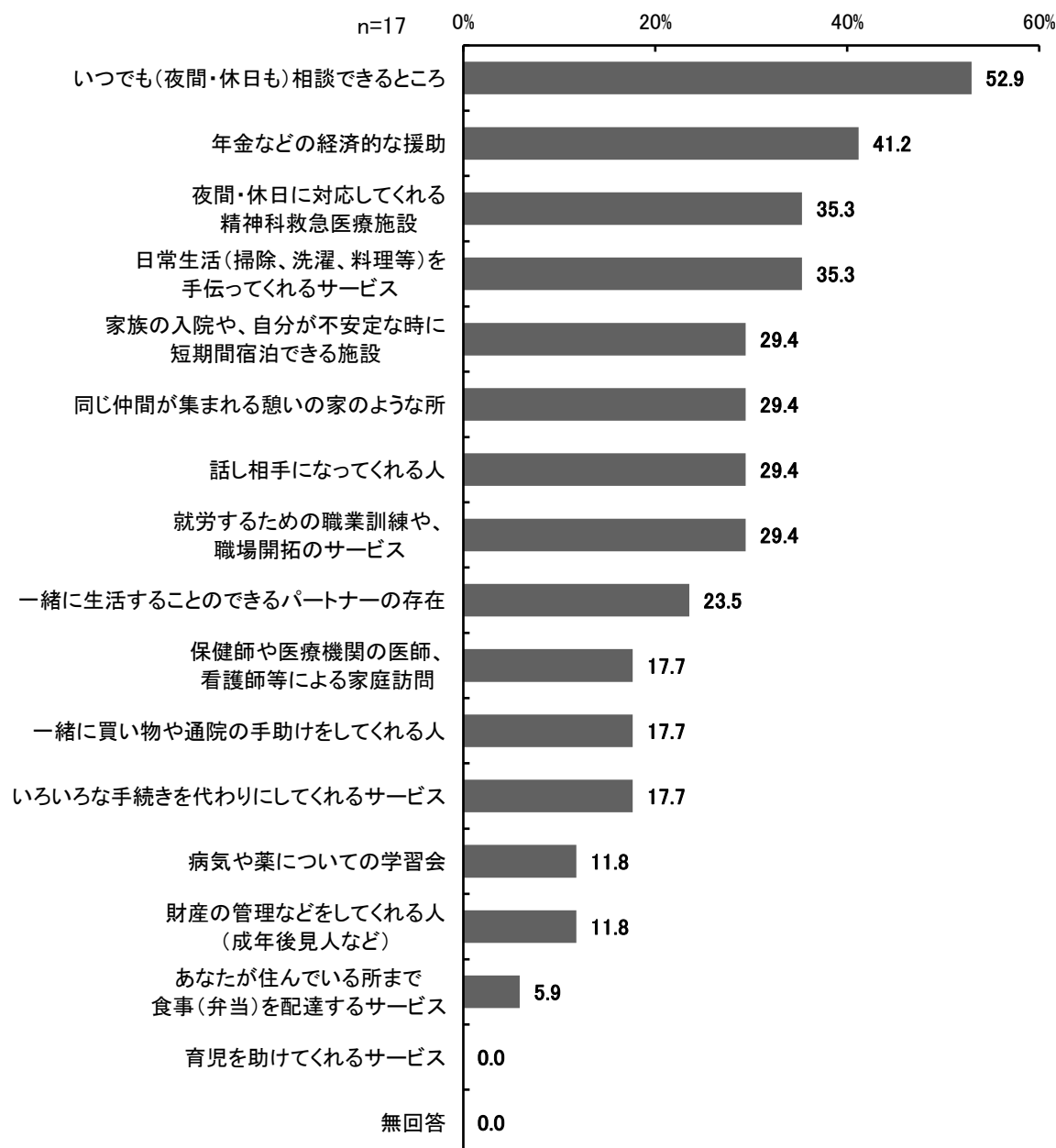
2. 困っていることや心配なことをどこ（誰）に相談したいか、3つ以内でお答えください。

困っていることや心配なことの相談先について、「医療機関」と「家族や親戚」の割合がともに47.1%と最も高く、次いで「市役所・町役場」、「相談支援事業所」、「障害者就業・生活支援センター」がそれぞれ29.4%となっています。



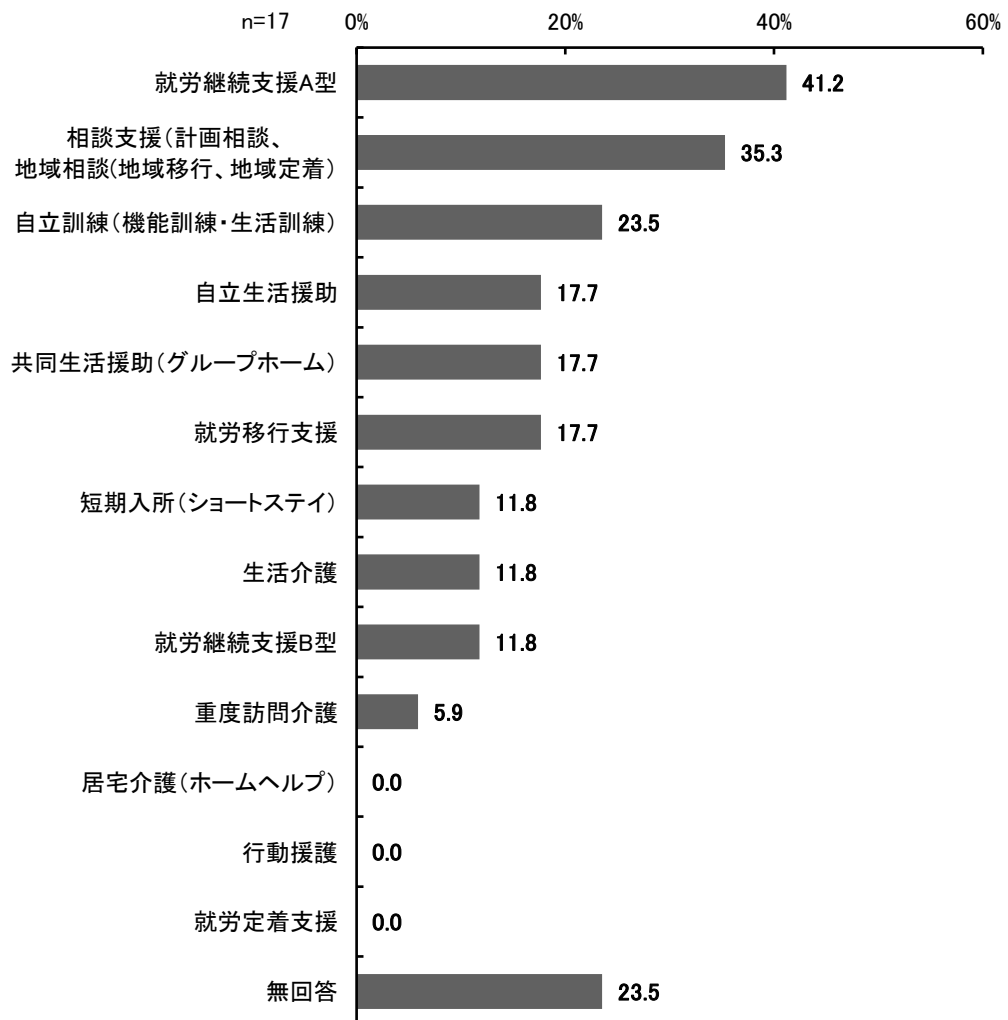
3. 今後、あなたが地域で生活するうえで、必要だと思うものを5つ以内でお答えください。

今後、地域で生活するうえで必要だと思うものについてみると、「いつでも（夜間・休日も）相談できる場所」の割合が52.9%と最も高く、次いで「年金などの経済的な援助」41.2%、「夜間・休日に対応してくれる精神科救急医療施設」と「日常生活（掃除、洗濯、料理等）を手伝ってくれるサービス」がそれぞれ35.3%となっています。



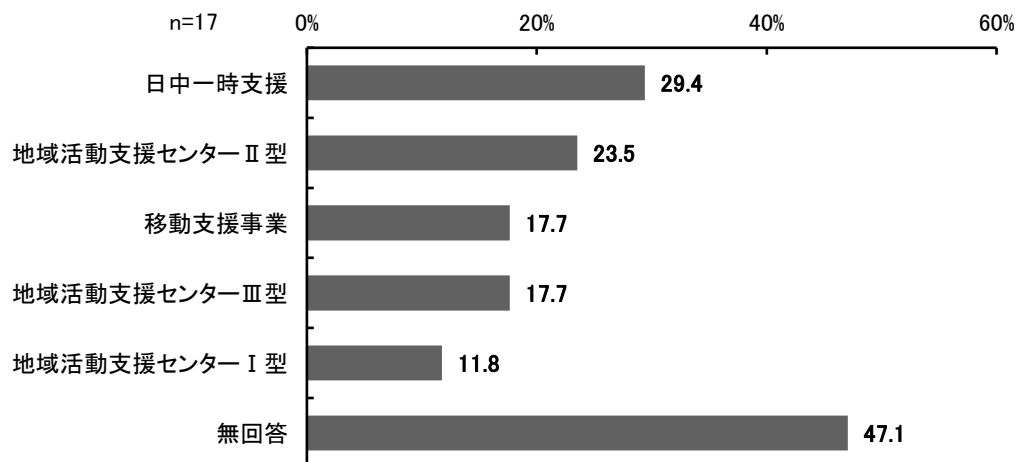
4. 次の障害福祉サービスのうち、今後、利用したいサービスを5つ以内でお答えください。

障害福祉サービスのうち、今後、利用したいサービスについてみると、「就労継続支援A型」の割合が41.2%と最も高く、次いで「相談支援（計画相談、地域相談（地域移行、地域定着）」35.3%、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」23.5%となっています。



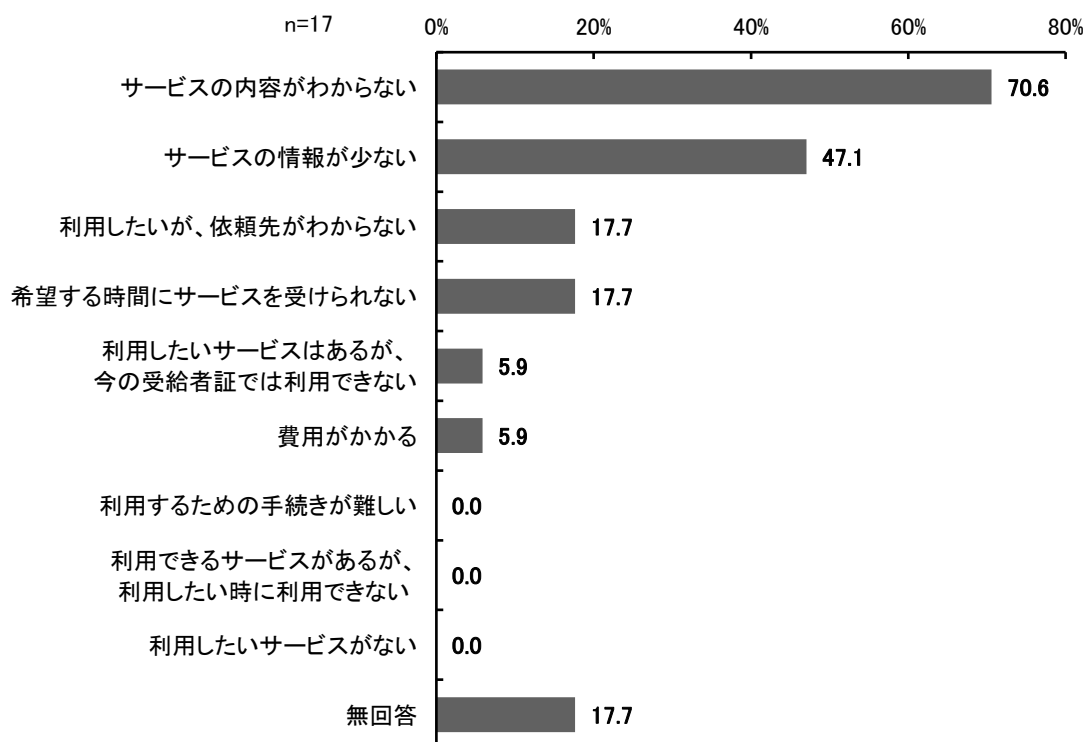
5. 次の地域生活支援事業のうち、今後、利用したいサービスを3つ以内でお答えください。

地域生活支援事業のうち、今後、利用したいサービスについてみると、「日中一時支援」の割合が29.4%と最も高く、次いで「地域活動支援センターⅡ型」23.5%、「移動支援事業」と「地域活動支援センターⅢ型」がともに17.7%となっています。



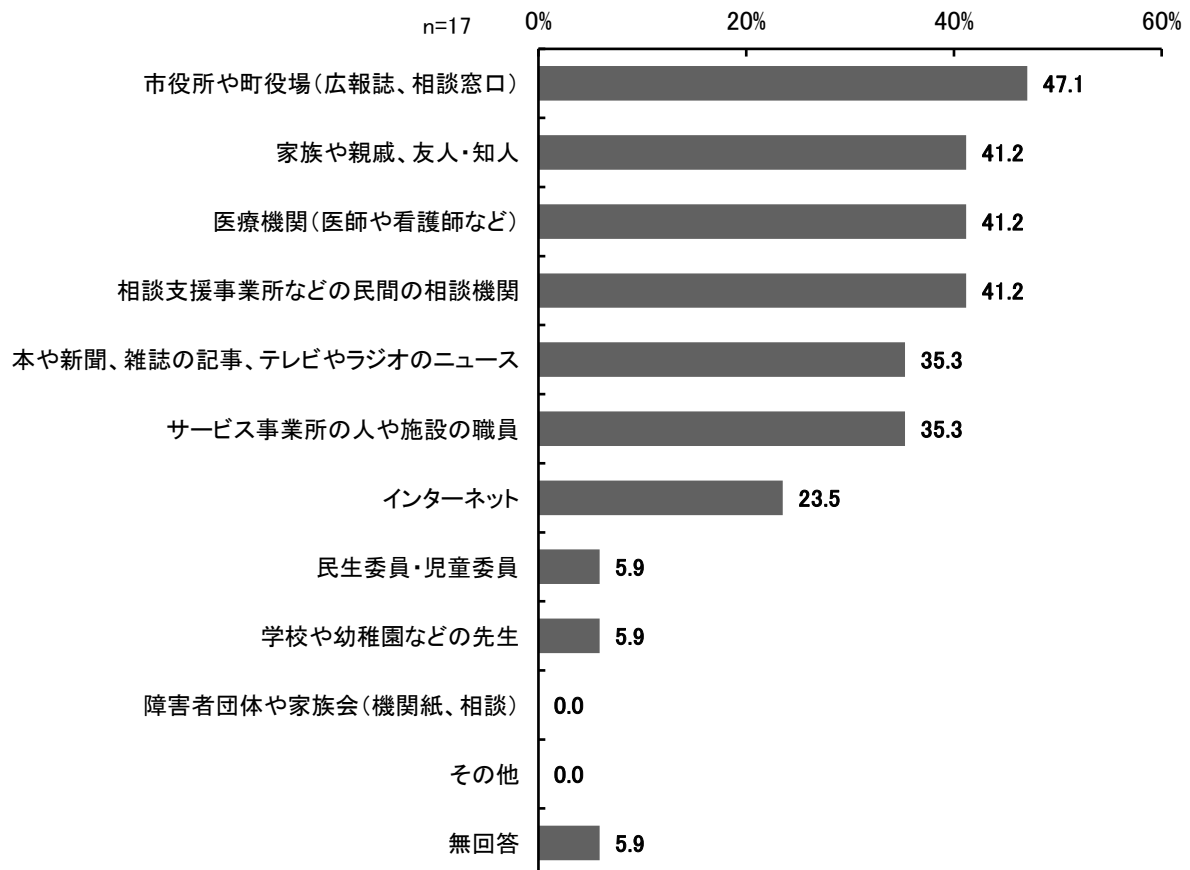
6. 障害者総合支援法によるサービスを利用するうえで困っていることを、3つ以内でお答えください。

サービスを利用するうえで困っていることについてみると、「サービスの内容がわからない」の割合が70.6%と最も高く、次いで「サービスの情報が少ない」が47.1%、「利用したいが、依頼先がわからない」と「希望する時間にサービスを受けられない」がともに17.7%となっています。



7. あなたは、障害のことや福祉サービスなどのに関する情報を、どこから知ることが多いですか。あてはまるもの5つ以内でお答えください。

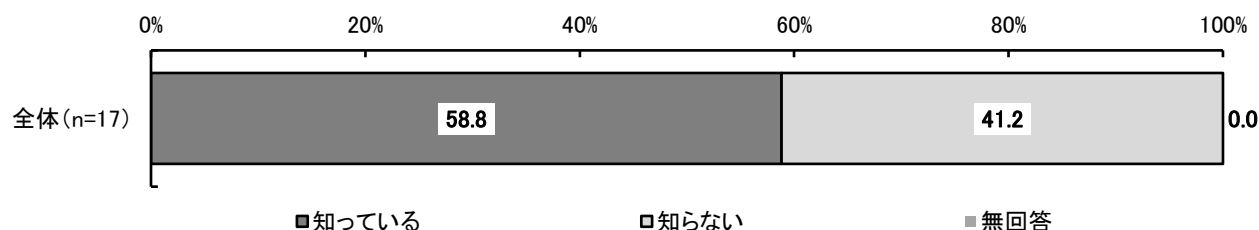
障害のことや福祉サービスなどのに関する情報の入手先についてみると、「市役所や町役場（広報誌、相談窓口）」の割合が47.1%と最も高くなっており、次いで「家族や親戚、友人・知人」、「医療機関（医師や看護師など）」、「相談支援事業所などの民間の相談機関」がそれぞれ41.2%となっています。



8. あなたは、火事や地震等の災害時に避難する場所を知っていますか。

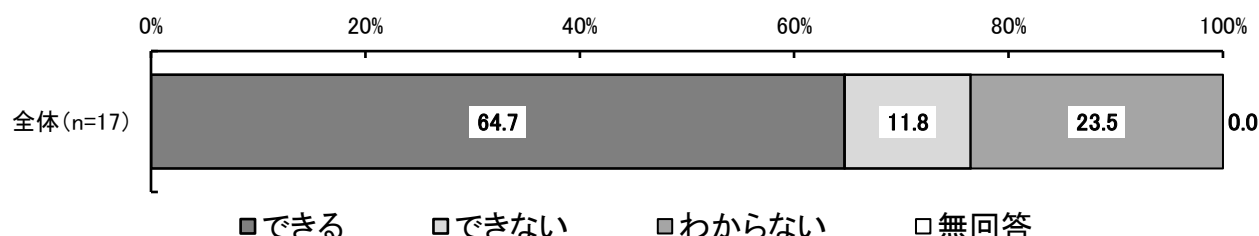
(1つだけ選んでください)

災害時の避難場所を知っているかについてみると、「知っている」の割合が58.8%、「知らない」が41.2%となっています。



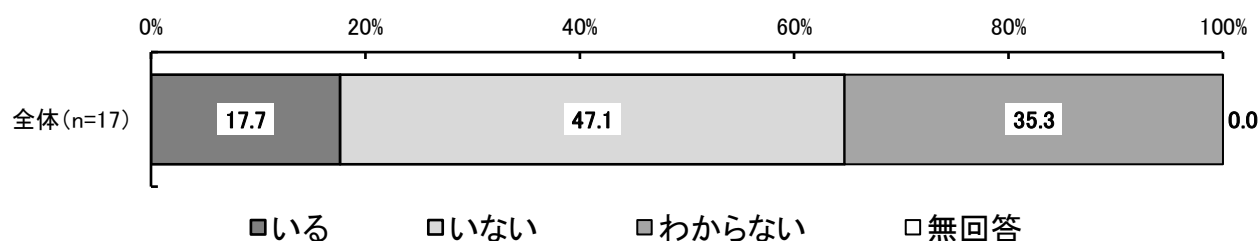
9. あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(1つだけ選んでください)

災害時に一人で避難できるかについてみると、「できる」の割合が64.7%と最も高く、次いで「わからない」23.5%、「できない」11.8%となっています。



10. 災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。(1つだけ選んでください)

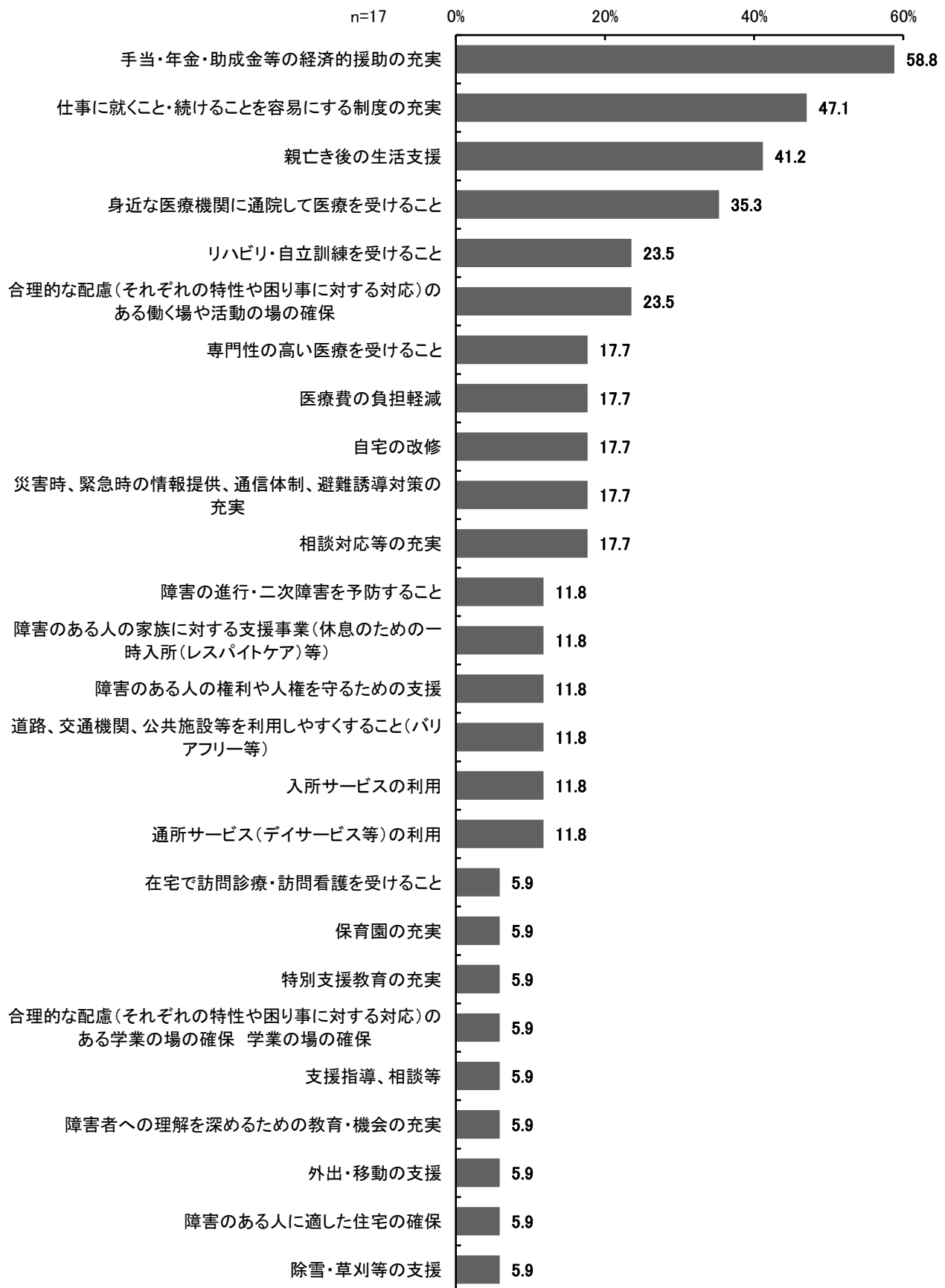
家族が不在あるいは一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人がいるかについてみると、「いない」の割合が47.1%と最も多く、次いで「わからない」35.3%、「いる」17.7%となっています。



11. あなたが地域や家庭で安心して暮らしていくために必要だと思うことや、行政(市町や県)に取り組んでもらいたいと思うことで下記のうち主なものを5つ以内でお答えください。

地域や家庭で安心して暮らしていくために必要だと思うことや、行政(市町や県)に取り組んでもらいたいと思うことについてみると、「手当・年金・助成金等の経済的援助の充実」の割合が58.8%と最も高く、次いで「仕事に就くこと・続けることを容易にする制度の充実」47.1%、「親亡き後の生活支援」41.2%、「身近な医療機関に通院して医療を受けること」35.3%となっています。

※回答のあった項目のみ掲載



3 アンケート調査結果からみえる課題

相談支援

- ・ 障害者の種別にかかわらず、様々なニーズに対応でき、障害者が安心して相談できる相談支援体制
- ・ 相談窓口の周知・広報
- ・ 高齢者、子ども、就労、医療、教育などの関係機関との連携、ネットワークづくり
- ・ 専門的指導やアドバイスができる人材育成

就労支援

- ・ 障害に合った職業・雇用の拡大
- ・ 職場の障害理解の促進、障害に対応した柔軟な勤務形態
- ・ 合理的な配慮のある働く場や活動の場の確保
- ・ 就労支援・自立訓練

災害対策

- ・ 災害から身を守るための支援
- ・ 障害に合った避難場所の確保・支援と、避難場所の周知
- ・ 災害時の個別避難計画の策定支援
- ・ 地域の障害への理解と、地域ネットワークづくり

地域で支える、つながりづくり

- ・ 障害理解を促進するための啓発の推進
- ・ 虐待防止及び差別解消のための啓発や、関係者等への指導・支援
- ・ バリアフリー社会の実現
- ・ 地域支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関との連携

医療体制の充実

- ・ 医療機関との連携
- ・ 医療費の負担軽減

生活支援・障害福祉サービス

- ・ 親亡き後の生活支援
- ・ 外出・移動、生活の支援の充実
- ・ サービス内容などの情報提供と周知
- ・ 在宅福祉サービスの充実
- ・ 家族、介助者への支援
- ・ 障害児の切れ目のない支援
- ・ 福祉人材の確保・定着と現場の負担軽減

情報提供の充実

- ・ 情報提供方法・手段の再考、情報ネットワークの構築

第3章 第3期宇多津町障害者計画

I 基本理念

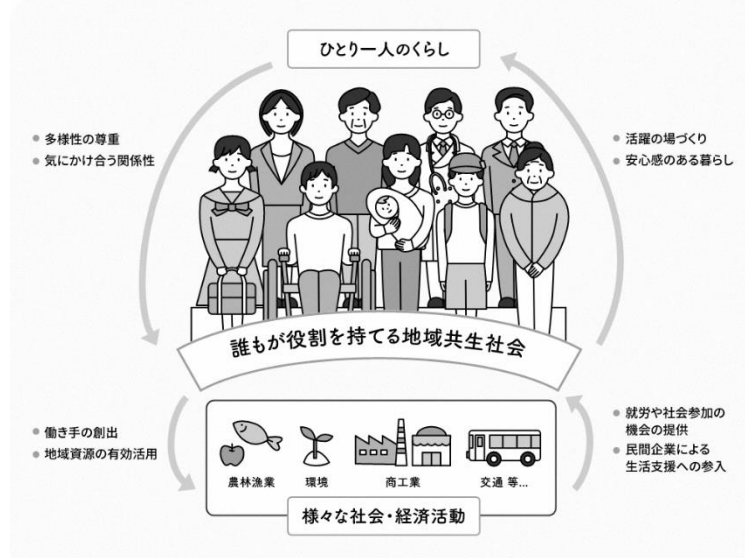
宇多津町では、障害者が地域社会の一員として、家庭や地域の中で安心して生活を送ることができるよう、経済的支援、相談支援や就労支援などの障害者福祉の充実に努めるとともに、物理的・制度的・慣行的・情動的・意識的などのあらゆるバリア（障壁）を取り除き、当事者やその家族、福祉の担い手となる福祉サービス事業者などの支援者、ボランティアなど、多様な主体が社会活動や社会参加し、障害のある人もない人も共に支えあい、すべての人が生きがいを持って暮らせる共生の町をめざします。

基本理念

地域のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、
障害のある人もない人も共に支えあい、
社会活動及び社会参加ができる共生の町

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

2 計画の目標

すべての障害者が、日常生活の様々な場面において、個別の事情に即した支援を受けることができ、自ら選択し、主体的な生活ができる環境を整備しなければなりません。

また、地域社会への参画には、誰もが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくコミュニティをつくることで共生社会が実現できます。そして、障害のある人もない人も、障害の有無によって分け隔てられることがなく、すべての人が共に生き、共に創り出す社会を実現するため、以下の基本目標を掲げます。

基本目標1 共生社会の推進

障害のある人もない人も住み慣れた地域で生活していくためには、障害に関する正しい知識を持ち、相互理解をしていくことが重要です。障害の理解に関する啓発活動を進めるとともに、障害者差別解消法の普及啓発を通じて、障害を理由とする差別の解消を進めていきます。また、文化・芸術活動やスポーツ活動を通じて障害者がより充実した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

基本目標2 生活支援の充実、日中活動の充実

障害者やその家族がライフステージに応じた切れ目のない支援を受けるためには、相談体制の充実が不可欠です。健康を維持し、就労などを通して障害者が生き生きと生活できる環境づくりを進めていきます。また、親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるように、地域包括ケアシステムを推進します。

基本目標3 教育の充実

障害の有無に関わらず、共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。また、成長過程によるライフステージの変化があっても、一人ひとりの障害特性に応じた支援を継続して提供できるように、関係機関の連携に努めます。

基本目標4 安全な環境づくり

障害者の日常生活において、安全で安心な暮らしを確保することは重要です。災害や犯罪から身を守るために、周囲の人との連携体制を構築し、広報や避難支援体制の整備を進めます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
地域のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、障害のある人もない人も共に支えあい、社会活動及び社会参加ができる共生の町	基本目標 1 共生社会の推進	(1) 障害者理解のための啓発 (2) 差別解消・合理的配慮の充実 (3) 障害者への虐待防止 (4) 情報アクセシビリティの推進 (5) 文化・芸術とスポーツの振興
	基本目標 2 生活支援の充実、 日中活動の充実	(1) 相談支援体制の充実と 関係機関の連携 (2) ライフステージに応じた支援の充実 (3) 保健・医療サービスの充実 (4) 総合的な就労に向けた支援の充実 (5) 住まいの確保
	基本目標 3 教育の充実	(1) ニーズに応じた教育の推進 (2) 福祉教育の推進
	基本目標 4 安全な環境づくり	(1) 地域防災対応力の強化 (2) 防犯対策及び消費者被害からの保護

4 施策の展開

基本目標Ⅰ 共生社会の推進

Ⅰ 障害者理解のための啓発

誰もが人格と個性を尊重し、お互いに支えあう共生社会の実現に向け、障害や障害者に対する住民の理解を促進するため、様々な機会を通じて地域住民の交流の場をつくり、広報・啓発活動に努めます。

また、すべての住民が、障害や障害者について正しく理解し、相手を思いやり、認め合いながら、地域全体で連携して支えあう意識を醸成するため、障害者団体やボランティア団体活動を支援します。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
障害者理解の促進	住民が障害についての理解を深めるための研修会を開催し、その参加を通じて、相互理解を深め、地域共生社会の実現を図ります。
イベントの開催	社会福祉協議会が実施しているうたづっこふくしセミナーやうたづええもん市等、障害者、学校、地域の方等と一緒に参加できる企画を支援し、障害者を含めた地域住民の交流を図ります。その中で障害及び障害者への理解が促進されるよう、様々な機会を通じて、広報・啓発活動を推進します。
交流機会の拡大	障害者や障害児の社会参加の機会の確保及び自発的な活動の支援を行い、社会活動への参加と自立の促進を図ります。
ボランティア等の活動支援	障害者団体やボランティア団体が主体的に取り組むイベント等の活動への支援を行い、地域住民と障害者及びその家族との交流・ふれあいを促進し、地域で支えあう意識を醸成します。
ピアサポーター ※制度の活用	ピアサポーター制度を活用し、学校等での講演会を通じて、正しい障害の理解と交流の場を作ります。

※ピアサポーター

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。

2 差別解消・合理的配慮の充実

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が改正され、令和6年4月1日から施行されることにより、合理的配慮の提供が民間事業者にも義務づけられます。障害者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限（バリア）を取り除き、差別のない豊かな共生社会を実現させなければなりません。

アンケート結果では、「差別や嫌な思いをした」経験がある人が、身体障害者では4割、精神障害者は6割を超えています。（「ある」と「少しある」の合計。）

こうした状況を踏まえ、差別の解消・障害や障害者への理解促進につながるよう、必要な施策を推進していきます。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
障害を理由とする差別の解消に向けた取組	障害を理由とするあらゆる差別の解消に向けて、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する取組を推進し、事業者等への周知・啓発に努めます。障害者差別解消支援地域協議会と連携し、差別事案の情報共有や差別解消への取組を進めます。
人権啓発の推進	障害の有無にかかわらず、すべての住民が活躍し、協働する豊かな地域社会の形成のため、関係機関と連携し、人権啓発を推進します。
職員研修の実施	職場内研修を通じて、障害を理由とした差別の禁止や、合理的配慮について学ぶ機会を提供し、職員の資質向上に努めます。
コミュニケーション手段の充実	障害や疾病があることが外見上分からない人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができる「ヘルプマーク※」や「災害時支援バンドナ」の周知、配布を継続するなど、コミュニケーション手段を充実させます。
バリアフリー化の推進	既存の公共施設については、障害者が利用しやすいようバリアフリー化に努め、新たに公共施設を建築する際には、ユニバーサルデザイン※に基づき整備します。 また、身体障害者協会の実施する「宇多津町を障害者にとって住みやすくする活動」の調査報告などを基に、環境整備に努めます。

※ヘルプマーク

ヘルプマークとは、外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークのこと。

※ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインは、バリアを取り除くだけでなく、障害の有無に関わらず、はじめから誰もが（ユニバーサル）使いやすく利用できる施設・製品・情報を設計（デザイン）すること。

3 障害者への虐待防止

本町では、障害者への虐待を防止するために、相談支援センター（障害者虐待防止センター）での相談支援を行っています。また、関係機関・団体で構成する虐待防止対策ネットワーク協議会を設置し、虐待の未然防止、早期発見と早期対応、迅速な支援を図ります。

また、障害者が権利を尊重され、安心して地域で暮らせるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの事業を推進するとともに、周知・啓発に努めます。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
障害者への虐待防止に向けた体制の強化	相談支援センター（障害者虐待防止センター）での相談支援や、虐待防止対策ネットワーク協議会や県障害者権利擁護センターとの連携など、障害者への虐待防止、早期発見、早期対応に努め、虐待防止の周知・啓発を進めます。
日常生活自立支援事業の充実	社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行う事業）の充実に向け支援します。
成年後見制度の周知・啓発と利用促進	一人で決めることが難しい人を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、財産管理や身上監護に関する契約などを行う、成年後見制度の周知に努め、相談体制を強化し、利用促進に繋がります。

4 情報アクセシビリティ※の推進

障害者の人権の観点からも、どこに住み、どのような仕事や日中活動を行い、どのような人生を選択してくかは、障害者本人が選択して決定していくことが大切です。

本町でも、障害者が必要な情報を必要なときに得ることができるように、それぞれの障害の種別や特性にあわせて、様々な方法を通じた情報提供の充実を図り、自立・社会参加を促進します。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
情報バリアフリー化の推進	広報、ホームページ、SNS 等を活用し、情報バリアフリー化を推進します。また、障害者のリテラシー（情報活用能力）の向上のため、障害者の ICT※利用に係る総合的な支援の整備を行います。
「福祉のしおり」の充実・配布	必要に応じ、「福祉のしおり」の内容を更新・充実させ、障害者手帳の交付時に、各種パンフレットと併せて窓口での配布を継続して行っています。

5 文化・芸術活動とスポーツの振興

各種スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動を行うことは、生活の質の向上や社会参加の促進を図る上で重要です。また、こうした社会活動は、障害のある人とならない人との相互理解、連帯感を強めていくことにもつながります。

文化・芸術に関する表現の場や創作・発表の機会の確保につながる取り組みや、地域で行われる障害者スポーツの振興に関する取り組みを促進します。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
障害者スポーツの普及啓発の推進	行政の関係課や社会福祉施設等と連携し、交流大会の開催など交流機会の確保を図ります。また、障害者スポーツ大会の開催や、参加への啓発活動の更なる拡充を図るとともに、障害のある人、障害のない人が共にスポーツ大会に参加できるよう地域のつながりをつくり、また指導員やボランティア等の確保に努めます。
生きがいにつながる活動の推進	うたづええもん市での美術作品の募集、作品の発表の場の提供など、文化活動の成果発表の場を通じ、障害者の生きがいにつながる活動を推進していきます。

※アクセシビリティ

高齢の方や障害をもっておられる方などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。

※ICT

PC だけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称のこと。

基本目標2 生活支援の充実、日中活動の充実

1 相談支援体制の充実と関係機関の連携

相談支援体制としては緊急な状況への対応や地域での連携のもと、ライフステージごとに途切れない連続した相談など、多種多様な相談機能が求められています。

障害者との対話を通じて、日々暮らしている中で抱えているニーズや課題を把握し、それにきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等が受けられるよう、相談支援体制を充実させていきます。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
相談支援センターの継続的な運営	虐待防止を含む総合相談の役割を担う、相談支援センターにおいて、一次相談窓口としての機能を継続させるとともに、今後は子ども総合支援拠点としての機能も充実させていきます。また、関係機関との連携を強化し、顔の見える関係づくりを推進します。
相談支援体制の充実	教育委員会や健康増進課の実施している各種相談（教育相談、ことばの相談等）と連携し、ライフステージごとに途切れない連続した相談体制を築いていきます。

2 ライフステージに応じた支援の充実

障害者が地域で安心して生活していくためには、乳幼児期から学齢期、青年・壮年期など、全世代のライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が継続して途切れない支援を行うことが必要です。早期に障害や発達の遅滞を発見するだけでなく、保護者に対する働きかけ方を考え、保護者の子どもに対する障害の受容や障害に関する知識の習得に向けて、効果的な働きかけを行っていきます。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
サポートファイル「かけはし」の周知	サポートファイル「かけはし」の周知を継続して行い、利用の促進につなげます。特に、保育所・幼稚園・学校・相談支援事業所等の関係機関での働きかけに努めます。
保育園・幼稚園との連携の強化	定期的に発達相談を実施し、児童に対し、早期に適切な支援が受けられる体制を作ります。また、保育園・幼稚園と、保健センター及び保健福祉課の連携を強化します。
医療的ケア児への支援の充実	医療的ケア児とその家族に適切な支援を行うため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を継続し、支援体制の強化を図ります。
成人期の発達相談の継続	成人期で仕事や日常生活などで困りごとを抱えている方への相談会を開催し、相談できる機会を作ります。

3 保健・医療サービスの充実

心身の健康づくりは、障害の有無にかかわらずライフステージを通して様々な活動をしていくために必要であり、また、疾病等によって心身に障害が発生することを予防するためにも必要です。特に心の健康については、誰にでも起こりうる問題として正しい理解に基づく取り組みが必要です。

障害の有無にかかわらず健やかに人生を送ることができるよう、心身両面での健康づくりを進めます。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
協議の場の設置	地域自立支援協議会等において、保健・医療・福祉等専門職による協議の場を設置し、重層的な支援体制構築に努めます。
関係機関との連携強化	精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、近隣市町等との連携を強化し、地域包括ケアシステム構築を推進していきます。
各種健診の推進	定期的な健康診査を通じ、病気の早期発見、早期治療に繋がります。 また、児童に関しては乳幼児健診等を通じて、発達が気になる児童が早期療育に繋がるように支援します。

4 総合的な就労に向けた支援の充実

就労は、障害者の金銭的な面での助けとなるだけでなく、その人の生きがいや人生設計に大きな要因となるものであることから、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型等のサービスを利用して一般就労に向けた支援を実施しています。

しかし、現状として障害者の就労は、まだまだ厳しい状況下にあり福祉的な就労から一般就労への移行が進んでいません。

令和6年度からは、新たに就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」のサービスが始まります。福祉サービスを活用しながら、障害者の個々の障害特性やニーズに合わせた就労支援の充実を図っていきます。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
助成制度の周知・活用の促進	商工会やハローワーク等と連携しながら、障害者雇用や、各種助成制度について周知し、活用を促進します。
就労支援サービス利用の推進	就労移行支援や就労定着支援等の利用を推進し、一般就労への移行者の増加を目指します。
障害者就労施設からの優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づく、「宇多津町障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、障害者就労施設からの優先調達を推進します。

5 住まいの確保

障害者が施設や病院から地域生活へ移行するには、生活の基盤である住まいのバリアフリー化を推進し、住まいの良好な環境を確保する必要があります。現在の住まいのバリアフリー化やグループホーム等への入所を支援します。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
居住の場の確保・整備	住宅に関する相談に対して、社会福祉協議会等と連携し、住宅確保などに向けて協働しています。 今後も、住居セーフティネット制度の啓発と相談支援体制の充実、重度の障害者が自宅で生活することができるように住宅改造に対する助成の継続を行っていきます。



「うたづええもん市」で展示された作品

基本目標3 教育の充実

1 ニーズに応じた教育の推進

すべての子どもは、その特性に応じて、適切で、きめ細かな教育を受ける権利を有しています。支援を必要とする子どもに対しては、教育内容や方法の改善を講じていくとともに、教員への研修、教育環境の整備、保護者に対する相談体制の充実が必要となり、誰も排除しないインクルーシブ※な教育が求められています。

今後、障害のある子どもの発達段階、障害の程度や特性を考慮し、一人ひとりのニーズに応じた教育の推進に努めます。また、教育相談の充実を図るとともに、医療、福祉と連携した総合的な相談体制の充実に向けた施策を推進していきます。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
「私の成長シート」アンケートの活用推進	保護者が就学前に子どもの発達状況を知ることを目的とした、本町独自のアンケートである「私の成長シート」を活用し、よりよい相談の場を提供します。 また、健康増進課と連携し、多面的な支援につなげていきます。
事業所等への指導・連携の強化	障害福祉サービスに関する情報提供と、適切にサービスが提供されるように事業所への指導、連携を強化していきます。
巡回相談の実施	保育所等に対し、発達の気になる児童に関する巡回相談を実施し、児童への関わり方などに関して情報共有や指導を行います。

2 福祉教育の推進

障害や障害者への理解を深め、地域社会において人権尊重とすべての人の共生社会を育むためには、広報・啓発活動はもとより、社会教育活動の一環としての住民への福祉教育・ボランティア体験学習が必要です。

小中学校並びに地域住民も含めた福祉教育を積極的に推進していくとともに、子どもから高齢者まで幅広い層に対して、障害の有無にかかわらず「地域共生社会」を育むための取り組みを推進していきます。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
学校教育における福祉教育の充実	学校教育の場では各学校の主体性を尊重しつつ、子どもたちが相互に認めあえる仲間づくりを進め、障害を理解できるよう、より充実した福祉教育の推進に取り組みます。
地域における住民福祉教育の充実	福祉に関する広報・啓発により、障害について理解してもらう機会を設け、広く住民に対する福祉教育を推進します。

※インクルーシブ

すべてを含んでいるさま。あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという理念を表している。

基本目標4 安全な環境づくり

1 地域防災対応力の強化

障害者は、特に東日本大震災以降、災害時における情報の伝達や避難方法、避難所での支援方法など、災害に対して様々な不安を抱えています。

本町は、防災広報、防災訓練の機会を通じて、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、防災マップや各種パンフレットを作成して、防災意識の啓発を図ってきました。

今後も、避難時に支援が必要な人の避難支援体制の充実、避難訓練への参加を促し、地域ぐるみで確実な避難行動につながる防災対策の充実を進めます。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
避難行動要支援者の名簿の作成	災害等において、障害者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者が、迅速かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を平時において、自治会や民生委員児童委員に提供することにより、災害時だけでなく、普段から見守りができるよう支援します。
個別避難計画作成の推進	避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進し、それに合わせて災害時避難カードの作成を検討することにより、災害時に速やかに避難ができる体制づくりを進めます。
情報共有体制づくり	個人情報に配慮した上で、平常時から町危機管理課や自治会、民生委員児童委員など、地域関係者との情報共有できる体制づくりを推進します。

2 防犯対策及び消費者被害からの保護

地域生活では、障害者が消費者被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれることも少なくありません。災害時だけでなく、平時にも安心して地域生活が送れるよう、地域において、日頃からとなり近所の付き合いを大切に、いざという時のために助け合えるような関係づくりを進めていく必要があります。

【今後の取組】

施 策	施策の内容
広報・啓発の充実	障害者が犯罪や消費者被害に巻き込まれることを未然に防ぐとともに、犯罪に巻き込まれたときの対処をどのようにするかなどの防犯意識を高めるための情報提供や相談窓口の周知・啓発に努めます。

第4章 第7期宇多津町障害福祉計画

1 基本的な考え方

本計画では、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関わる令和8年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

2 目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■第6期の実績

【施設入所者目標値と地域移行者数】 上段：実績値・下段：目標値

項 目	目標値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数	8人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末時点の施設入所者数	7人 8人	令和5年度末時点の施設入所者数 8人×98.4%（1.6%減）÷7人
【目標値】 施設入所者数の削減見込みと削減割合	1人 0人 12.5% 0%	差引減少数と削減割合
【目標値】 令和5年度末までの地域生活移行者数と割合	1人 0人 12.5% 0%	施設入所からグループホーム等に移行する人数

【状況】

令和5年度の地域生活移行者は1人で、施設入所からグループホームへ移行しました。
令和元年度から令和5年度までの合計で4人の新規入所者があり、5人の退所者がいましたので、施設入所者は合計で1人の減少となりました。

■第7期の目標

国の基本指針

- ・施設入所者の地域生活への移行

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

- ・施設入所者数の削減

令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

【目標設定の考え方】

国の基本指針に基づき目標値を設定します。令和8年度末の施設入所者総数については、1人の地域移行を見込み、令和4年度末時点の施設入所者総数の7名を超えないことを目標とします。

【施設入所者目標値と地域移行者数目標値】

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度末時点の 施設入所者数 (A)	7 人	
令和8年度末時点の 施設入所者数 (B)	6 人	令和8年度末時点の施設入所者数 $7 \text{ 人} \times 95.0\% (5.0\% \text{ 減}) = 6 \text{ 人}$
【目標値】 施設入所者数の削減見込と 削減割合	1 人	差引減少数と削減割合
	14.3%	
【目標値】 令和8年度末までの地域生活 移行者数と割合	1 人	(A) - (B) 施設入所からグループホーム等に移行する人数-
	14.3%	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■第6期の実績

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】

目標	地域自立支援協議会において、協議の場（精神医療と地域の連携会議）を活用し、精神障害者にも対応した重層的な支援体制構築を図ります。
実績	自立支援協議会の地域包括ケア部会において、協議をしてきました。

■第7期の目標

国の基本指針（県）

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標は、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における精神病床における早期退院率を、入院3ヶ月後時点で68.9%以上、入院後6ヶ月時点で84.5%以上、入院後1年時点で91.0%以上として設定することを基本とする。

【目標設定の考え方】

町では、入院者数や入院日数の把握が困難なことから、数値目標は設定せず、前期の目標を継続し、自立支援協議会の地域包括ケア部会を協議の場として活用し、圏域の保健・医療・福祉関係者が参加して、地域包括ケアシステム構築を推進していきます。

目標	地域自立支援協議会において、協議の場（精神医療と地域の連携会議）を活用し、精神障害者にも対応した重層的な支援体制構築を図ります。
----	--

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■第6期の実績

【地域生活支援拠点等の整備】

項 目		数 値	考 え 方
目標	地域生活支援拠点等の設置数	1 か所	平成 29 年 10 月に中讃東圏域で設置
実績	地域生活支援拠点等の設置数	1 か所	平成 29 年 10 月に中讃東圏域で設置

■第7期の目標

国の基本指針

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【目標設定の考え方】

自立支援協議会にて、運用状況の検証及び検討を実施します。また、強度行動障害者への支援体制の整備についても、自立支援協議会において協議を進めます。

【地域生活支援拠点等の整備】 目標値

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	箇所数	1	1	1
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討	実施回数	1	1	1
強度行動障害者への支援体制の整備		協議	協議	協議

(4) 福祉施設から一般就労への移行

■第6期の実績

【一般就労への移行者数目標値と就労移行支援事業利用者数】

項 目	実績値
令和5年度中に 一般就労への移行者数	0人
令和5年度中に 就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行した人数	0人
令和5年度中に 就労継続支援A型利用者から一般就労へ移行した人数	0人
令和5年度中に 就労継続支援B型利用者から一般就労へ移行した人数	0人
令和5年度中に 就労定着支援事業利用者数	1人

【状況】

第6期の目標は、令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者数を2人以上にすることでしたが、実績は0人でした。

就労定着支援の第6期の目標は、令和5年度末において利用者数を2人以上にすることでしたが、実績は1人でした。



「うたづええもん市」で展示された作品

■第7期の目標

国の基本指針

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標】

- ・就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度までに令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
- ・就労移行支援：令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型：令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。（新規）

【一般就労後の定着支援に関する目標】

- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率※については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。（新規）

※就労定着率：前年度末から過去6間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合。

【目標設定の考え方】

国の基本指針に基づき目標値を設定します。就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所に対しての目標は、町内に事業所がないため、設定しません。

【一般就労への移行者数】 目標値

項 目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数（A）	0 人	令和3年度実績値
令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数（B）	3 人 倍	（B）／（A） 国の指針：令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援から一般就労への移行者数	1 人	令和3年度実績値 0 人 国の指針：令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1 人 倍	令和3年度実績値 0 人 国の指針：令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1 人 倍	令和3年度実績値 0 人 国の指針：令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上	-	令和5年度実績（一般就労移行者数 0 人、就労移行支援利用者数 1 人）を鑑みて、令和6年～令和8年度のいずれかの年度で目標達成を見込む

【一般就労移行後の就労定着支援利用者数】 目標値

項 目	数値	考え方
就労定着支援事業の利用者数	3 人	令和3年度実績値 2 人 国の指針：令和3年度実績の1.41倍以上
就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上	-	国の指針を踏まえ、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標とします。



「うたづええもん市」で展示された作品

(5) 相談支援体制の充実・強化等

■第6期の実績

【相談支援体制の充実・強化】

項 目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	基幹相談支援センターの設置	有無	検討	検討	検討
実績	基幹相談支援センターの設置	有無	検討	検討	検討

■第7期の目標

国の基本指針

- ・令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の効果及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【目標設定の考え方】

基幹相談支援センターの設置に向け、自立支援協議会等で協議します。

【相談支援体制の充実・強化】 目標値

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	無	無	有
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	6	6	6
	参加事業者・機関数	14	14	14
自立支援協議会の専門部会	設置数	6	6	6

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■第6期の実績

【障害福祉サービスの質の向上】

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	参加人数	3	3	3

■第7期の目標

国の基本指針

- ・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

【目標設定の考え方】

引き続き、研修等に参加することにより職員の理解を進め、適切なサービスの提供につながる体制の構築に努めます。

【障害福祉サービスの質の向上目標値】

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	参加人数	3	3	3

3 障害福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。 障害者の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。 このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障害がある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害者の社会参加や地域生活において必要なサービスです。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害者の社会参加と地域生活を支援します。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。 このサービスでは、さまざまなサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害者でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

■第6期の実績

【訪問系サービス実績値】

項 目	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	実人数	延べ時間 (時間/月)	実人数	延べ時間 (時間/月)	実人数	延べ時間 (時間/月)
居宅介護	24	259.5	25	274	25	290
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	9	121.5	10	126	10	140
行動援護	1	15	1	7	1	5
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

各年3月末時点（令和5年度は見込量）

■第7期サービスの目標

【訪問系サービス見込】

項 目	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	実人数	延べ時間 (時間/月)	実人数	延べ時間 (時間/月)	実人数	延べ時間 (時間/月)
居宅介護	26	300	27	310	28	320
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	10	140	10	140	10	140
行動援護	1	10	1	10	1	10
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

(確保の方策)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、サービスの利用は減少していましたが、今後はコロナ前の水準に戻ると見込んでいます。また、居宅介護の利用者は、増加傾向にあります。
- その他のサービスの利用は、横ばいであると見込んでいます。
- 計画相談を通じ、利用者の意向を把握しながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

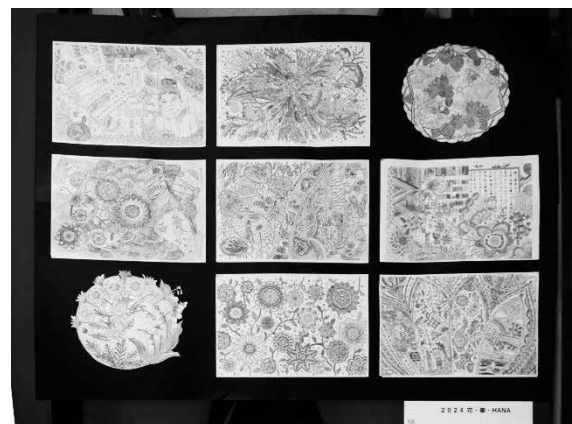
生活介護	常時介護を必要とする方が対象です。主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害や難病を有する方などが、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援をします。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害や精神障害を有する方が、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援をします。
宿泊型自立訓練	知的障害や精神障害を有する方に、障害福祉サービス事業所等の居室その他の設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援をします。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者であり、一般就労が可能と見込まれる方が対象です。生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通し、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援をします。就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援をします。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障害者に、雇用契約等に基づく生産活動その他の活動の機会を提供します。また、適切な支援等により一般就労が可能な方については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援をします。
就労継続支援 (B型)	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障害者や、就労移行支援で一般就労に至らなかった方、その他通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援をします。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を要する方が対象です。主に昼間、上記の支援をするとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅で介護を行う人が、疾病その他の理由により介護を行うことができない場合等に、支援を必要とする方が、障害者支援施設や児童福祉施設に短期間入所(宿泊)するもので、入浴や排泄、食事の介護その他の必要な支援をします。

■第6期の実績

【日中活動系サービス実績値】

項 目	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	実人数	利用日数 (人日/月)	実人数	利用日数 (人日/月)	実人数	利用日数 (人日/月)
生活介護	17	308	16	324	17	320
自立訓練（機能訓練）	1	11	0	0	1	20
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	0	0	1	15
就労継続支援（A型）	8	142	9	153	8	150
就労継続支援（B型）	30	560	37	646	46	700
就労定着支援	2		1		1	
療養介護	4		4		3	
短期入所（ショートステイ） （福祉型） （医療型）	4	22	9	49	5	35
	4	22	9	49	5	35
	0	0	0	0	0	0

各年3月末時点（令和5年度は見込量）



「うたづええもん市」で展示された作品

■第7期サービスの目標

【日中活動系サービス見込】

項 目	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	17	320	18	340	18	340
自立訓練（機能訓練）	1	22	1	22	1	22
自立訓練（生活訓練）	1	22	1	22	1	22
就労選択支援	-	-	-	-	-	-
就労移行支援	1	22	1	22	2	44
就労継続支援（A型）	8	150	9	170	9	170
就労継続支援（B型）	48	730	50	760	52	790
就労定着支援	2		2		2	
療養介護	3		3		3	
短期入所（ショートステイ）	8	45	8	45	8	45
（福祉型）	8	45	8	45	8	45
（医療型）	0	0	0	0	0	0

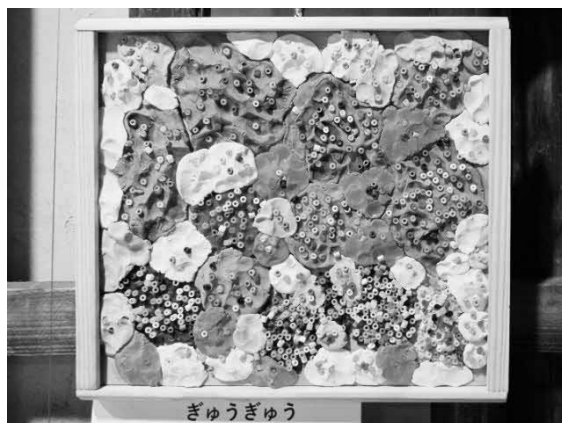
（確保の方策）

- 就労選択支援は、令和6年度から始まる新たな福祉サービスで、今後サービスの浸透や、実施事業所の増加により、利用者の増加が見込まれますが、現時点では需要を計れないため、目標は設定しません。
- 就労継続支援A型、B型については、利用者が増加傾向にあります。
- 施設等から地域生活へ移行した後の利用や、特別支援学校卒業生などの新たな対象者に対応するため、県や近隣市町と連携するとともに、自立支援協議会の活動と連携し、利用者のニーズに応じた適正なサービス量が確保できるよう、体制の整備に努めます。
- 相談支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等の関係機関の連携強化を図り、就労に向けての支援を行います。
- 自立支援協議会を活用し、商工関係団体等と就労継続支援事業所をつなぎ、就労継続支援事業所の業務が確保できる体制づくりに努めます。

(3) 居住系サービス

■サービス内容

自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害者のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害により単身での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	地域での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援をします。



「うたづええもん市」で展示された作品

■第6期の実績

【居住系サービス実績値】

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	15	15	18
施設入所支援	9	7	7

各年3月末時点（令和5年度は見込量）

■第7期サービスの目標

【居住系サービス見込】

項 目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	18	19	20
施設入所支援	7	7	6

（確保の方策）

- 共同生活援助は、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの推進による地域移行が推進されることにより、増加を見込んでいます。
- 宇多津町内に施設整備を望む声もあることから、継続して、サービスを担う事業者の新規参入や新規開設を促すとともに、近隣市町の協力を得ながら、引き続きサービスの確保に努めます。
- 本人の希望や障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、また親の高齢化や親亡き後の課題等、個々のケースに応じた障害者の居住の場の確保に努めます。
- 施設入所については、現在の入所者や待機者の状況を把握し、入所の必要性を見極めながら、適切な時期に本人の状態に応じた施設が利用できるように努めます。

(4) 相談支援

■サービス内容

計画相談支援	障害者に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人等に、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害者と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援をします。



「うたえもん市」で展示された作品

■第6期の実績

【相談支援実績】

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実人数	実人数	実人数
計画相談支援	111	111	118
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

各年3月末時点（令和5年度は見込量）

■第7期サービスの目標

【相談支援見込】

項 目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	実人数	実人数	実人数
計画相談支援	124	128	132
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

（確保の方策）

- 地域移行支援、地域定着支援は、これまで利用実績はありません。
- 障害者が、障害特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる支援体制づくりに努めます。
- 必要な障害福祉サービスの利用が滞ることがないように、相談支援事業所の確保に努めます。
- 相談支援の質の向上を図るため、今後も人材育成に努めます。

4 地域生活支援事業の実績と見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

■事業内容

地域住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行い、共生社会の実現を図ります。

■第6期の実績

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

■第7期サービスの目標

項 目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

(確保の方策)

- 宇多津町の広報誌や町ホームページ、SNSなどを活用し、障害の理解に向けた啓発を図ります。
- 「障害者週間」など地域住民が障害について関心を持ちやすい時期に、パネル展示や広報への掲載等に取り組みます。

(2) 自発的活動支援事業

■事業内容

障害者やその家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■第6期の実績

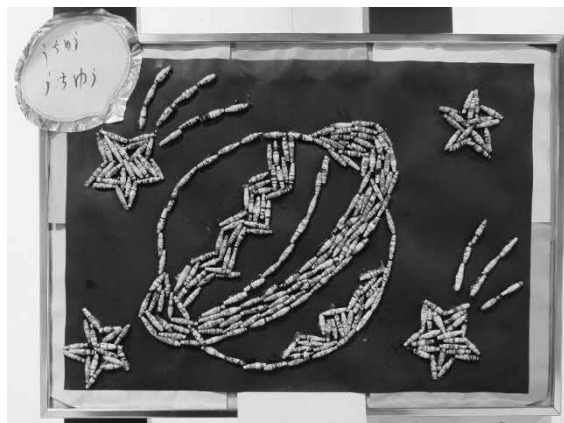
項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

(確保の方策)

○事業の実施に向け、関係部局と連携した取り組みを推進します。



「うたづええもん市」で展示された作品

(3) 相談支援事業

■事業内容

①障害者相談支援事業

障害者やその家族等からの相談に応じ、情報提供や助言、その他必要な支援を行うとともに、虐待防止など権利擁護のために必要な援助を行います。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

■第6期の実績

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害者相談支援事業	実施箇所数	9	9	9
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	無

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害者相談支援事業	実施箇所数	9	9	9
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	有

(確保の方策)

○障害者相談支援事業については、今後も自立支援協議会などと連携しながら継続していきます。

○基幹相談支援センターの業務内容とされている相談支援体制の強化の取り組み等については、相談支援事業所をはじめ、関係機関と連携して、障害者の地域における生活を総合的にサポートします。また、総合的・専門的な相談支援の実施については、相談支援体制の維持・充実に努めます。地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置については、自立支援協議会などで検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■事業内容

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図ります。

■第6期の実績

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業	0	1	1

各年3月末時点（令和5年度は見込量）

■第7期サービスの目標

項 目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業	1	2	2

(確保の方策)

- 権利擁護の相談窓口と連携し、対象者・住民・関係者への適切な情報提供に努め、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 成年後見制度の利用が必要な対象者が、利用ができるよう予算措置を行います。

(5) 意思疎通支援事業

■事業内容

手話通訳者を派遣することにより、日常生活を営む上で意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援します。

■第6期の実績

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話通訳者派遣 事業	実人数(人/年)	3	4	4
	利用件数(件/年)	19	26	25

各年3月末時点(令和5年度は見込量)

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話通訳者派遣 事業	実人数(人/年)	5	5	5
	利用件数(件/年)	35	35	35

(確保の方策)

- 手話通訳者の派遣について、香川県聴覚障害者協会への委託により実施します。
- 利用に関する情報提供に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■事業内容

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障害者の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障害者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤排泄管理支援用具

ストーマ用装具など、障害者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障害者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

■第6期の実績

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	0	0	0
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	6	3	2
情報・意思疎通支援用具	1	6	1
排泄管理支援用具	504	540	570
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	0	0	0

各年3月末時点(令和5年度は見込量)

■第7期サービスの目標

項 目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	3	3	3
在宅療養等支援用具	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	2	2	2
排泄管理支援用具	580	590	600
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	1	1	1

(確保の方策)

- 排泄管理支援用具対象者（ストマ装具利用者）は、増加傾向にあります。
- 福祉用具等に関する情報の収集や周知を図るとともに、個々のニーズや障害特性に即した適正な給付に努めます。



「うたづええもん市」で展示された作品

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

■第6期の実績

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 終了者数	2	1	9

(令和5年度は受講者数)

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 終了者数	3	3	3

(確保の方策)

○近隣市町と連携し、手話奉仕員養成研修の開催に努めます。

○令和5年度は、宇多津町での開催であったため、人数が増加したものと思われます。

今後も広報により、養成研修の受講者の増加に努めます。



「うたづええもん市」で展示された作品

(8) 移動支援事業

■事業内容

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■第6期の実績

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
移動支援事業	実利用者数(人/年)	23	30	26
	延利用時間 (時間/年)	1190	1495.5	1600

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
移動支援事業	実利用者数(人/年)	30	30	30
	延利用時間 (時間/年)	1600	1600	1600

(確保の方策)

- ニーズの把握に努めるとともに、事業に関する情報提供に努めます。
- 希望の日時に利用ができるよう、既存の事業者との調整を進めるほか、事業への参入を促進するなど、事業実施体制の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

■事業内容

障害者の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図ります。

■第6期の実績

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域活動支援 センターⅠ型	実施箇所数（箇所）	3	3	3
地域活動支援 センターⅡ型	実施箇所数（箇所）	1	1	1

■第7期サービスの目標

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域活動支援 センターⅠ型	実施箇所数（箇所）	3	3	3
地域活動支援 センターⅡ型	実施箇所数（箇所）	1	1	1

(確保の方策)

○地域活動支援センターが適切な運営が行えるよう、事業評価を行い、適切な予算措置を行います。

○適切な利用のための情報提供に努めます。

(10) 日中一時支援事業【任意】

■事業内容

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

■第6期の実績

項 目	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	実人数 (人/年)	延べ日数	実人数 (人/年)	延べ日数	実人数 (人/年)	延べ日数
日中一時支援	6	94	8	77	6	143

■第7期サービスの目標

項 目	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	実人数 (人/年)	延べ日数	実人数 (人/年)	延べ日数	実人数 (人/年)	延べ日数
日中一時支援	6	150	6	150	6	150

(確保の方策)

○ニーズの把握やサービス内容に関する情報提供に努めます。

○事業の周知に努めるとともに、継続して事業が実施できるよう予算措置を行います。

第5章 宇多津町障害児福祉計画（第3期）

1 基本的な考え方

障害の有無に関わらず、すべての人が、社会を構成する一員としてお互いに支え合う存在であるという考えのもと、障害のある子どもを笑顔で社会に送り出すために、個々の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。そのため、県と連携し、障害児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

2 目標の設定

（1）障害児支援の提供体制の整備

■第2期の実績

【障害児支援の提供体制】

令和5年度は、上段：実績値・下段：目標値

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター	箇所数	0	0	0
保育所等訪問支援の体制	箇所数	0	0	0
重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	箇所数	0	0	0
重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	箇所数	0	0	0
医療的ケア児※支援のための協議の場	箇所数	1	1	1
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	配置人数	0	0	1

【状況】

児童発達支援センター、保育所等訪問支援、重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は、町内には事業所がありません。圏域にて検討しましたが、実現には至っていません。

保育所等訪問支援の事業所は町内にありませんが、近隣市町の事業所のサービス提供を受けることができます。

医療的ケア児支援のためのコーディネーターは令和5年から設置しています。

※医療的ケア児

たんの吸引や酸素吸入などの医療的ケアが必要とされる子どものこと。

■第3期の目標

国の基本指針

【障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進】

- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保】

- ・ 令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする（圏域での確保も可）。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】

- ・ 各都道府県、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【目標設定の考え方】

児童発達支援センター、重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所については、圏域での確保を目指し、自立支援協議会にて検討を続けます。

医療的ケア児支援のためのコーディネーターは、配置を継続します。

【障害児支援の提供体制】 目標値

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター	箇所数	0	0	1
保育所等訪問支援の体制	箇所数	0	0	1
重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	箇所数	0	0	1
重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	箇所数	0	0	1
医療的ケア児支援のための協議の場		1	1	1
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	配置人数	1	1	1

3 障害児福祉サービスの実績と見込み

(1) 障害児通所支援

■サービス内容

児童発達支援	未就学児に、児童発達支援センターその他の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学児に、医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）授業の終了後や休校日に、児童発達支援センターその他の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児の通う保育所等を訪問し、障害児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。



「うたづええもん市」で展示された作品

■第2期の実績

【障害児通所支援実績】

項 目	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	実人数	延べ日数	実人数	延べ日数	実人数	延べ日数
児童発達支援	31	257	45	348	48	360
医療型児童発達支援	0	0	1	4	0	0
放課後等デイサービス	50	537	53	554	56	590
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

各年3月末時点（令和5年度は見込量）

■第3期サービスの目標

【障害児通所支援見込】

項 目	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	実人数	延べ日数	実人数	延べ日数	実人数	延べ日数
児童発達支援	52	400	56	440	60	480
医療型児童発達支援	1	5	1	5	1	5
放課後等デイサービス	58	620	60	640	62	660
保育所等訪問支援	2	2	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	1	5

（確保の方策）

- 児童のサービス利用者は、年々増加しています。
- 障害児が、障害特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができるよう、障害児通所支援事業所を運営する法人への働きかけを通じて、体制づくりに努めます。
- 教育、医療、福祉等の関係機関との連携強化や障害児通所支援事業所が提供するサービスの質の向上に向けた取組を行います。

(2) 障害児相談支援

■サービス内容

障害児相談支援	障害児通所支援等を申請した障害児に対し、障害児支援利用計画を作成します。また、支給決定後は障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。
---------	---

■第2期の実績

【相談支援実績】

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害児相談支援	実人数 (人/月)	94	111	120

■第3期サービスの目標

【相談支援見込】

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害児相談支援	実人数 (人/月)	130	140	150

(確保の方策)

○児童の計画相談利用者は、年々増加しています。

○障害のある子どもやその家族を支援していくため、相談支援事業所や関係機関と連携を取り、相談や支援の充実を図るとともに、事業の周知に努めます。

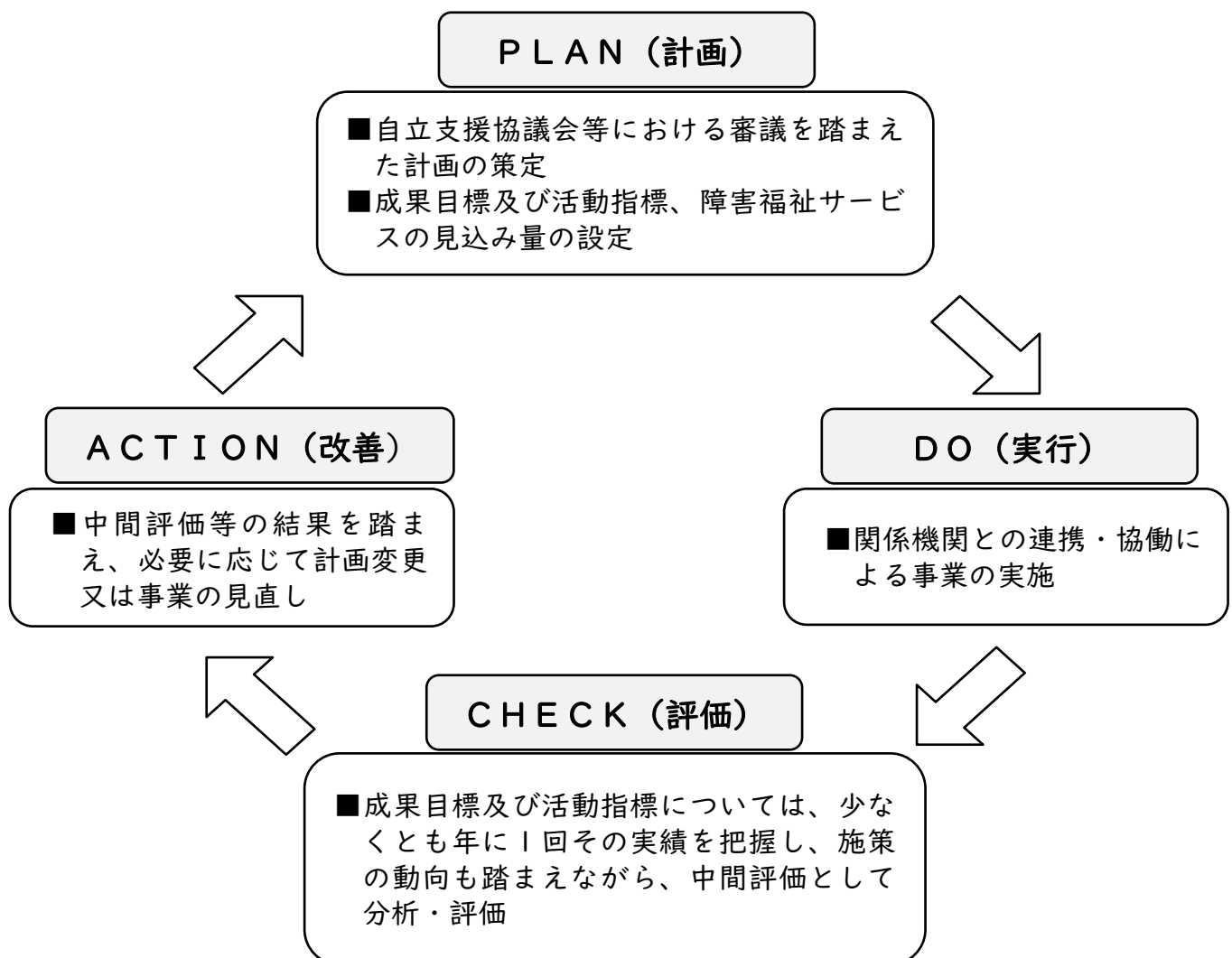
第6章 計画の推進

I 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めたときは、計画の変更等の措置を講じます。

■PDCAサイクルのプロセスイメージ図



2 計画の推進体制

計画の推進については、事業者や関係団体等と行政との連携が重要であるため自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者が連携して実施します。

(1) 計画の周知

本計画については、町の広報誌、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障害者やその家族、地域住民、障害者支援にかかわる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、国や県の障害者施策の動向を把握し必要な情報提供に努めます。

(2) 保健・医療・福祉・教育分野における連携

障害者の地域生活を支えるため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化し、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供が必要となります。

(3) 地域との連携

障害者に対する各種施策を推進していくためには、地域住民を始め、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、事業者、関係機関等と連携し、協働体制づくりを進めていきます。

(4) 国・県との連携

障害福祉サービスは、ひとつの自治体だけで対応できない施策もあります。国及び県の事業・施策及び各種施設の活用を進め、県の関係機関との連携を図りながら制度改正などの動向を的確に把握し、本計画を推進していきます。

資料編

宇多津町障害者計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画を策定するに当たり、広く住民の意見を聴くため、宇多津町障害者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者の内から町長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱日から令和6年3月31日とする。

（委員長）

第4条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この要綱の施行後、最初に招集すべき委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

（要綱の失効）

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

第7期宇多津町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画を策定するに当たり、広く住民の意見を聴くため、第7期宇多津町障害福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者の内から町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から令和6年3月31日とする。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後、最初に招集すべき委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

計画策定の経緯

	日 程	内 容
アンケート調査	令和 5 年 6 月 9 日～ 7 月 21 日	・ 18 歳以上の住民（無作為抽出） 配布数 800 部、有効回収率 41.6% ・ 障害者手帳所持者及びその保護者（無作為抽出） 配布数 180 部、有効回収率 57.2%
第 1 回 策定委員会	9 月 7 日	・ 次期計画の概要について ・ アンケート調査結果報告について ・ 計画策定スケジュールについて
第 2 回 策定委員会	11 月 2 日	・ 宇多津町障害者計画等骨子案について
第 3 回 策定委員会	12 月 19 日	・ 宇多津町障害者計画等素案について ・ パブリックコメントについて
パブリック コメント	12 月 28 日 ～ 令和 6 年 1 月 26 日	・ 市民からの意見募集

宇多津町障害者計画及び障害福祉計画等策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	重川 つやこ	特定非営利活動法人メロディー 理事長	
2	川田 恵子	障害者生活支援センター ピア 相談支援専門員	
3	曾利 真弓	香川県ふじみ園 相談支援センター 臨床心理士	
4	土居 やよい	保護者代表	
5	新居 賢久	グループホーム鵜足津 管理者	
6	西谷 清美	四国学院大学 教授	委員長
7	林 美佐江	保護者代表	
8	藤沢 英明	宇多津町社会福祉協議会 総務グループ長	
9	水尾 伸一	宇多津町民生児童委員協議会 会長	
10	向 勁	宇多津町身体障害者協会 会計	
11	村井 はづき	ドリームパラダイス サービス管理責任者	
12	森 亮治	相談支援事業所わかたけ 管理者兼相談支援専門員	

※事務局：保健福祉課、中央保育所、教育委員会

第 3 期宇多津町障害者計画
第 7 期宇多津町障害福祉計画
第 3 期宇多津町障害児福祉計画

発行年月 令和 6 年 3 月
発行・編集 宇多津町 保健福祉課
〒769-0292
香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地
電 話：0877-49-8003
F A X：0877-49-8026
E-mail：hoken@town.utazu.kagawa.jp
